



SENNAN SHINKIN REPORT

せんなんしんきんディスクロージャー誌
仙南信用金庫の現況

PRESENT CONDITION

2024

 仙南信用金庫

当金庫の経営理念

～この街とともに生きていく～

基本方針

- 金庫の公共性と社会的使命を自覚し金融を通じて地域社会の繁栄に奉仕する
- 健全にして積極的な経営を行う
- 役職員の資質の向上と生活の安定をはかる
- 役職員一体となり明朗にして誇りうる職場をつくる



盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。当金庫第74期の事業概況および決算のご報告にあたり、ご挨拶申し上げます。

わが国経済は、コロナ禍から脱却して社会経済活動の正常化が進むに伴い、緩やかな回復が続いている。他方、海外情勢は、ウクライナや中東等をはじめとする地政学リスクの増大、中国経済の先行き懸念、米欧の金融引締めの動向等といった不確実性が高い状況が続いており、わが国の景気を下押しするリスクが引き続き懸念されています。こうした中、日本銀行は3月の金融政策決定会合でマイナス金利を解除する等金融政策の変更を実施しました。その後も当面は金融緩和の姿勢を維持するとしていますが、中小企業を含む賃上げの動向や2%の物価安定目標の実現の兆しなどを踏まえますと、追加利上げ等更なる金融政策の正常化を見据えたリスク・マネジメントの重要性が増しています。

一方、中小企業等を取り巻く経営環境は、コロナ禍後の業況回復の度合いに濃淡があり、人口減少・少子高齢化の進展に伴う慢性的な人手不足や後継者難に向けた対応、デジタル化(DX)の進展や脱炭素化をはじめとしたサステイナブル社会の実現に向けた取組み(GX)等への対応の必要性など、ますます課題が山積しています。

このような状況のもと信用金庫による中小企業等への事業者支援の重要性は増しており、ゼロゼロ融資の返済本格化を踏まえた資金繰り支援や経営改善支援はもとより、販路拡大、ビジネスモデルの再構築、事業承継、人材確保、更にはDX・GX対応への伴走支援など、ソリューション提供機能の充実に努め、顧客と地域社会が抱える様々な課題解決に貢献し続けていくことが求められています。加えて、生成AIの進化をはじめとするデジタル技術の高度化が進展する中、DXの活用を通じて、競争力の高いサービス提供と、抜本的な業務改革や店舗の役割の再構築等により生産性の向上を実現していく必要があります。また、厳しい採用環境にあることを踏まえながら、魅力的な職場づくりを含めて強固な人的基盤の構築に努め、持続可能な経営基盤づくりを進めていくことが肝要であります。

経営管理面では、更なる金利上昇局面に備えて、金融市場の動きを注視したポートフォリオ管理により一層留意する必要があるとともに、マネー・ローンダーリング等対策の実効性向上、サイバーセキュリティ対策の一層の強化、更には気候変動に伴う自然災害の大規模化・頻発化を踏まえた自然災害リスク対策の向上などに努める必要があります。このほか、2024年度決算におけるバーゼルⅢの最終化を受けた対応、企業情報の開示の充実化・見直し、会計制度の見直し議論への対応等について適切に対応していく必要があります。

このような動きの中で当金庫は地域金融機関として地域社会との共存・共栄を目指し、お取引先企業に対する金融支援はもとより長期的な視点での中小企業の育成をはじめ、地域経済の発展に取り組ん

でまいりました。2024年度においても国際的な金融規制等を含め、様々な環境変化に適切に対応するとともに、持続可能な経営基盤の構築を実現してまいりたいと思います。そして、高い収益力および確固たる経営基盤をもとに、『金融』を通じて引き続き地域社会に貢献してまいります。

2023年度における当金庫の業績は、預金面では、個人預金を中心に増加したことから、期末残高は前期末比13億80百万円増加の2,293億93百万円となりました。貸出金についても、建設業や不動産業を中心に法人向け貸出が増加したことから、期末残高は前期末比16億15百万円増加の1,249億6百万円となりました。

収益面では、貸出金利回りは低下したものの、貸出金残高の増加により貸出金利息収入は前期比1億32百万円増加し、2016年度から8期連続での増収を達成することが出来ました。一方、有価証券利息配当金につきましては、将来の金利上昇可能性に対処すべく保有債券残高の圧縮を行ったことから前期比15百万円減少しましたが、これに預け金利息収入等を加えた資金運用収益全体では、前期比1億18百万円増加の29億2百万円となりました。これにより本業での収益力を表すコア業務純益は前期比68百万円増加の7億54百万円と過去最高益であった2022年度を更に上回りましたが、債券売却に伴い国債等債券売却損4億28百万円を計上したことにより、経常利益は前期比で2億55百万円減少の4億96百万円、当期純利益は前期比2億24百万円減少の3億41百万円となりました。なお、期末の自己資本比率は11.01%となりました。

金融再生法上の不良債権額は、28億88百万円で、総貸出に占める割合は2.30%となり引き続き低水準を維持しております。なお、この不良債権に対しては、物的担保や信用保証協会等の優良保証で26億2百万円が保全されているほか、個別貸倒引当金を1億30百万円計上しておりますので、差引き実質不良債権は1億55百万円と少額におさまっております。

2024年度の経営施策

当金庫では、2023年度を初年度とする「第6次中期経営計画(資金需要の創造とシンプルで効率的な経営基盤を目指して)」を実行中で2024年度はその2年目となります。日本銀行の金融政策は本年3月のマイナス金利解除後、政策金利の更なる引上げを指向しておりますが、当金庫は今後の金利動向を踏まえ「金利リスク」を中心とした各種リスク管理を強化し、これまで築いてきた貸出金利息収入を中心とした資金運用収益基盤を維持することで着実に自己資本を充実させて参る所存です。つきましては、今後とも会員、お取引先の皆様の一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年7月
理 事 長 渡邊 大助

仙南信用金庫の概要

2024年3月末現在

創立	1950年6月
本店	宮城県白石市沢端町1番45号
会員数	20,274人
出資金	1,863百万円
預金量	229,393百万円
貸出金量	124,906百万円
店舗数	16店舗
役職員数	156人
営業地区	白石市、柴田郡、刈田郡 伊具郡、角田市、岩沼市 名取市、仙台市、亘理郡

仙南信用金庫の歴史



仙南信用金庫の起源は明治29年(1896年)本店所在地である白石の地に設立された白石商業銀行にまで遡ることができます。

白石商業銀行は地元白石の産業振興を目的として設立された銀行で、その設立趣旨はその後昭和3年(1928年)に他の二つの銀行(白石町(当時)の渡邊実業銀行と村田町の村田銀行)と合併して創設された仙南銀行、そして終戦後昭和25年(1950年)に仙南地域の産業復興を目的とし仙南信用組合として再発足した現在の仙南信用金庫へと、脈々と受け継がれております。

この金庫は、当時の白石商業銀行で実際に使用されていた物です。本店営業部ロビーに展示しております。



この碑は、当金庫の前身に当たる白石商業銀行を設立した五代目故渡邊佐吉氏の遺徳を後世に伝えるべく没後の大正14(1925)年7月21日に有志の方々によって作成され、白石市の旧「白石いきいきプラザ(佐吉氏が寄付した公会堂の跡地)」の敷地内に設置されていましたが、その取り壊しに伴い、令和6年1月に仙南信用金庫の本店正面玄関脇に移設されました。碑の脇には渡邊理事長が佐吉氏の略歴や功績を紹介した寄稿文が寄せられていますので是非一度ご覧ください。

CONTENTS

■ 当金庫と地域社会	2
■ 2023年度の事業概況	3
・預金・貸出金の状況	
・損益の状況	
■ SDGsへの取組活動	4
■ 働き甲斐の追求・職員満足度の向上	5
■ 地域密着型金融の推進	6
■ 経営の最重要課題への取組み	7
・経営者保証に関する取組方針及び経営者保証に関するガイドラインへの取組状況	
・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に対する取組み	
・金融円滑化に向けた取組み	
・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況	
・コンプライアンス(法令等の遵守)	
・リスク管理	
■ 総代会制度について	16
■ 自己資本の充実の状況等	18
(自己資本の状況、各種リスク管理態勢)	
■ 不良債権の状況	26
(金融再生法に基づく開示債権)	
■ 顧客保護への取組み	28
■ 事業の組織図／役員一覧／会計監査人の名称	29
■ 店舗等のご案内	30
■ 主要な事業の内容	31
■ お取引先支援業務のご案内	31
■ 相談業務のご案内(ローン・年金)	31
■ 主な取扱商品のご案内	32
■ 各種サービス業務のご案内および各種手数料一覧	34
■ 資料編	36
・財務諸表	37
・役職員の報酬体系	42
・主要な経営指標の推移	43
・最近2年間の事業の状況	44
■ 信用金庫業界のネットワーク	48
■ 記載事項一覧	49

当金庫と地域社会

地域の皆様のパートナーとして地元の活性化が
「せんなんしんきん」の願いです

信用金庫は、会員の相互扶助を基本理念とする協同組織の金融機関であり、地域経済の発展に貢献することを使命としています。当金庫ではこのような信用金庫本来の社会的役割を果たすべく、お客様のニーズを踏まえた業務運営を心掛けています。

具体的には、預金・融資業務に係る金融サービスはもとより、様々なお客様のニーズに応えるため、各種相談業務にも積極的に取組んでいます。また、地域の皆様とのふれあいを大切にし、文化・スポーツ活動の主催および地元の祭り等諸活動に積極的に協賛参加しています。

当金庫と地域社会との関わり

2024年3月末現在

地域のお客様・会員の皆様

地域からの資金調達

預金積金残高 2,293億円

預
金
積
金

出
資
金

会員の皆様からの出資

2万人を超える会員の皆様に支えられ、
堅実経営・健全経営の実践に努めています。

会員数 20,274人
出資金残高 1,863百万円

仙南信用金庫

- 店舗数:16店舗(仙南地域11店舗、仙台市3店舗、仙台市近郊2店舗)
- 常勤役職員:156人
- 2024年3月期決算:自己資本比率11.01% 不良債権比率2.30%

余裕資金の運用

残高 1,176億円

貸
出
金

支
援
サ
ー
ビ
ス

お取引先への支援等

- ・経営改善計画書作成支援、
アドバイス
- ・年金相談会
- ・各種ローン相談会

地域への資金供給

貸出金残高 1,249億円
預貸率 54.45%

地域・社会貢献

地域のお客様・会員の皆様



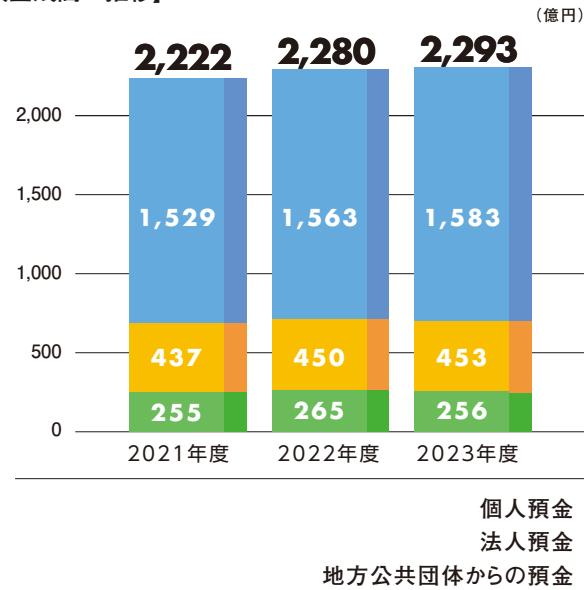
2023年度の事業概況

2022年度の事業概況

■ 預金の状況

2023年度は、「金利上乗せによる定期預金」増強運動の実施、新商品として「懸賞金付定期預金」の販売、「年金口座」の獲得を中心施策として個人預金獲得を推進しました。これにより個人預金は、前期比20億12百万円増加の1,583億円54百万円となりましたが、地方公共団体預金が前期比9億43百万円減少したことにより法人預金全体では6億32百万円減少したため、預金残高は前期比13億80百万円増加の2,293億93百万円となりました。

【預金残高の推移】



■ 貸出金の状況

当金庫は、渉外力を生かして徹底した顧客訪問の実施による貸出金増強に取り組んでいます。個人向け貸出が前期比4億56百万円増加し、不動産業の他、建設業等多様な業種に対する事業者向け貸出が前期比13億80百万円増加したことから貸出金残高は前期比16億15百万円増の1,249億6百万円となりました。

【貸出金残高の推移】



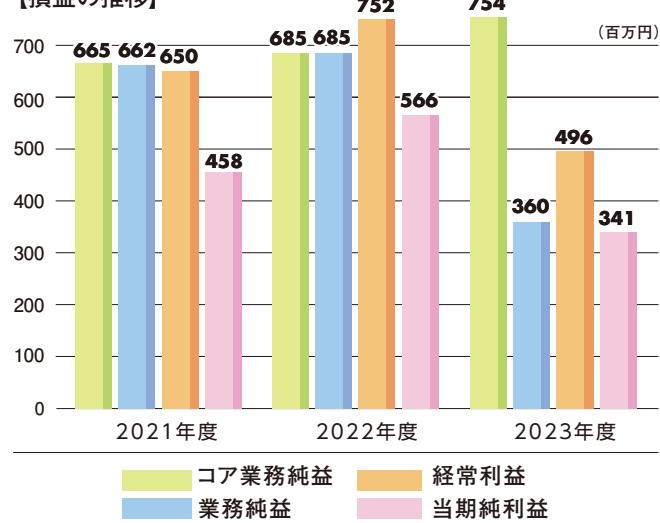
■ 損益の状況

収益面では、貸出金利回りは低下したものの、貸出金残高の増加により、貸出金利息収入は前期比1億32百万円増加し、2016年度から8期連続での増収を達成することが出来ました。一方、有価証券利息配当金につきましては、将来の金利上昇可能性に対処すべく保有債券残高の圧縮を行ったことから前期比15百万円減少しました。債券売却に伴い国債等債券売却損4億28百万円を計上したことにより、当期純利益は前期比2億24百万円減少の3億41百万円となりましたが、本業での収益力を表すコア業務純益は前期比68百万円増加の7億54百万円と過去最高益であった前年度を上回りました。

【用語の説明】

- ・コア業務純益 … 金融機関が預貸金取引、余裕資金運用等の本来業務であげた実質的な成果を示す利益のことです。
- ・業務純益 …… コア業務純益に国債等債券の売却・償還・償却に係る損益と一般貸倒引当金繰入額を加減算した利益のことです。
- ・経常利益 …… 業務純益にその他経常的に発生する経常収益と経常費用を加減算した利益で、金融機関の経常的な営業活動の成果を示すものです。
- ・当期純利益 … 経常利益に特別利益と特別損失を加減算し、法人税等を控除した利益のことです。

【損益の推移】



SDGsへの取組活動

■ SDGs私募債の引受

2024年1月に「しんきんSDGs私募債【ちいきのミライ】」を受託しました。【ちいきのミライ】は、企業が私募債を発行する際に、受託した当金庫と財務代理人の信金中央金庫がそれぞれの手数料を割り引いて、発行金額の0.2%以上の物品を発行企業が学校や公益法人等に寄贈する寄附型私募債です。今回の発行体である株式会社白石倉庫様は、明治33年創業の倉庫業者であり、白石市はもとより仙南地区・仙台地区を中心に倉庫業を展開している企業です。今後地元で活躍する人材が育成されることに期待を込めて、昨年度新設されました大河原産業高等学校の野球部へ「ピッティングマシン」が寄贈されることとなり、3月28日に寄贈式が執り行われ、4月23日に納品されました。当金庫は、今後も地域の将来を担う子供たちの成長を支援し、魅力溢れる地域づくりに貢献してまいります。



寄贈されたバッティングマシン

■ お金の教室（金融教育出前講座）の開催

コロナ禍により自粛していた「お金の教室」を4年振りに白石第一小学校で開催しました。クイズ形式の授業では、真剣に考えて解答する児童が多く、また、模擬紙幣で1億円の重さを体験し、大変盛り上がった講座となりました。



■ 清掃活動への参加

信用金庫の日（6月15日）の全店統一活動として、店舗周辺の清掃活動を行っています。この他、春と秋の2回、白石市の沢端川干し清掃活動に参加しています。



白石城お堀清掃活動

■ 一般財団法人仙南信用金庫育英会の運営（奨学生の支給）

創立60周年の記念事業として始めた大学進学者への奨学金制度が2024年度で14年目に入り、県南地域の県立高校卒業生、延べ91名の学生に奨学金を支給をしています。奨学生には大学進学後の4年間、返済義務がない「給付型奨学金」を月額20千円を支給しています。



「奨学生内定通知書」交付の様子 白石高等学校小野校長先生（右）



角田高等学校井上校長先生（右）

働き甲斐の追求・職員満足度の向上

■ 新入職員の採用

2024年度は4名の新入職員を新規採用しました。新入職員には、人事課職員がそれぞれの配属店へ直接訪問し、マンツーマン指導を行っています。



■ ワークライフバランスの推進

リフレッシュ休暇・介護休暇・育児休暇の取得等の導入により全職員が働きやすい環境をつくり、ワークライフバランスの推進を行っています。

● 残業時間の推移 (1ヶ月あたり)

	2021年度	2022年度	2023年度
残業時間	3時間35分	4時間25分	4時間7分

(1ヶ月の職員1人あたりの平均時間外労働時間)

- ・事務効率化の推進やノーカー残業デー、ノーカー残業ウィークの定着にて時間外労働の減少に努めています。(上表)
- ・ジョブローテーションの推進を通じて個々人のスキルアップを図っています。マルチな人材を育成することが休暇取得に繋がっています。(右グラフ)

■ 女性職員の活躍促進

女性管理職の登用や事業者融資を含む渉外活動のできる女性渉外担当者の育成により女性の活躍の場を広げています。女性活躍推進法による行動計画として「次長・調査役以上の女性管理職の割合を40%以上」にすることを目標しております。

● 全管理職に占める次長・調査役以上の女性職員の割合



■ 過去3年間の新卒者の離職率 (入庫後3年間)

職員満足度の向上・活気溢れる職場造りを通じて、離職率ゼロを目指します。

(単位: %)

	2021年度	2022年度	2023年度
離職率	19.0	0.0	13.3

■ スペシャリストの養成

高度化・多様化するお客様のニーズに応えるため、専門的立場から、アドバイスできるスペシャリストの養成に努めています。

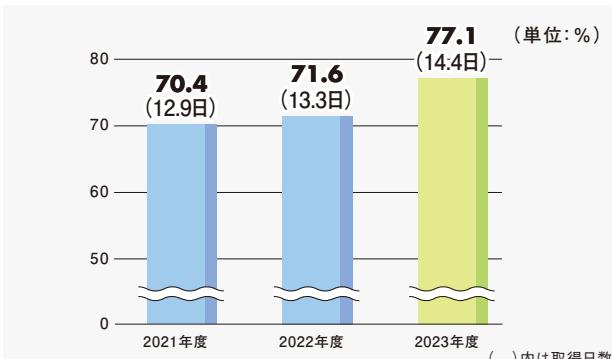
● 各種資格取得者数

2024年3月31日現在

資格種別	人數
中小企業診断士	6名
社会保険労務士	1名
宅地建物取引主任者	3名
FP(ファイナンシャルプランナー)	39名
FP2級(個人)技能士	3名
FP3級技能士	58名

● 有給休暇取得率と取得日数の推移

(年間)



■ 仙南信用金庫 野球部のご紹介

当金庫の軟式野球部は、2024年9月に静岡県で開催される天皇杯軟式野球大会に宮城県代表チームとして参加することになりました。



地域密着型金融の推進

「地域密着型金融」とは、「お客様との親密で長いお付き合いのなかで蓄積してきた情報を基に行う金融取引」のことです。協同組織金融機関である当金庫は、その活動の全てが「地域密着型金融」であると考えています。

1. 基本的考え方

当金庫では、「地域とともに生きていく」をスローガンに地域経済の発展に貢献していくことを経営の基本とし、地域のお客様から預金としてお預かりした資金を地元に還元できるよう積極的に融資取引の拡大をはかり、地域の中小企業や個人のお客様の資金ニーズにお応えしてまいります。

2. 具体的な取組み

- 営業店と本部専門部署並びに外部専門機関が連携し、お客様の経営改善のお手伝いをしています。
- 不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法の導入に取組んでいます。
- 営業活動を通じた融資相談・融資提案を行い地域経済に貢献するため、外部研修に職員を派遣する等、人材の育成と職員のスキルアップをはかっています。
- 「ビジネスマッチ東北2023」に参画し、お取引先企業の販路拡大をはかるとともに、地域の産業の振興をはかっています。
- 地方公共団体に対する資金の貸付、公金預金の受け入れ、地方債の引受等の取引を通じて地域の発展に貢献していきます。

3. 定量的な取組み実績(2023年4月1日～2024年3月31日)

- 経営改善支援等

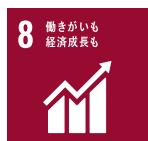
		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	うち 期末に債務者 区分がブング アップした先数			aのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先数	aのうち 再生計画を 策定している 全ての先数	経営改善支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
A	a	β	γ	δ	a/A	β/a	δ/a				
正 常 先 ①	1,673	0		0	0	0.0%			—		
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	658	3	0	3	2	0.5%	0.0%	66.7%		
	うち要管理先 ③	2	0	0	0	0	0.0%	—	—		
破 綻 懸 念 先 ④	93	3	0	3	3	3.2%	0.0%	100.0%			
実 質 破 綻 先 ⑤	19	0	0	0	0	0.0%	—	—			
破 綻 先 ⑥	1	0	0	0	0	0.0%	—	—			
小 計 (②～⑥の計)	773	6	0	6	5	0.8%	0.0%	83.3%			
合 計	2,446	6	0	6	5	0.2%	0.0%	83.3%			

●創業計画の策定支援先(不動産賃貸業を除く)……………24先数

●創業期のお取引先への融資実績……………1,419百万円

■ ビジネスマッチ東北2023

第18回目となる東北最大級のビジネス展示・商談会が夢メッセみやぎで開催されました。開催イベントを通じてお客様の販路開拓の支援に努めております。



経営の最重要課題への取組み

経営者保証に関する取組方針及び経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2023年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は306件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は30.3%、保証契約を解除した件数は62件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った同ガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

■ 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に対する取組み

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」)の「平時」「有事」「事業再生計画のフォローアップ」の各段階において、中小企業、金融機関、支援専門家等それぞれが果たすべき役割を明確化し、更に事業再生や廃業にかかる総合的な考え方や指針を示すものとして、2022年4月に標記ガイドラインが制定されています。

当金庫は地域密着金融機関を標榜しており、同ガイドラインを遵守し、お客様の事業再生等の局面に真摯に対応してまいります。

金融円滑化に向けた取組み

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者及び個人のお客様に、必要な資金を安定的に供給し地域経済の発展に寄与するため、中小企業金融円滑化法の終了後も同法の趣旨を引き継いで以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取組んでまいります。

1. 取組み方針

- 当金庫は、お客様である中小企業者等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客様には経営改善支援を行う等、地域の皆様とともに歩んでまいります。
- 当金庫は、協同組織金融機関として相互扶助の経営理念の下、これらの取組みが自らの社会的使命と考え、中小企業者等の金融の円滑化に真摯に、かつ、一貫して取組んでまいります。
- 当金庫は、お客様から貸出条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客様の抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向け、貸出条件の変更等きめ細かな対応を行ってまいります。
- 当金庫は、お客様の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構等と緊密な連携を図ってまいります。
- 当金庫は、お客様からの保証契約に関する相談等に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行ってまいります。

経営の最重要課題への取組み

2. 体制整備の概要

◎ご相談受付体制の整備

*返済方法・返済額変更についての『相談窓口』の設置

お気軽にご相談いただけますように、全ての営業店に『返済方法・返済額変更相談窓口』を設置しております。

*返済方法・返済額変更についての『お電話相談受付』の体制

本支店で電話による『返済方法・返済額変更』に関するご相談をお受けいたします。

また、下記の「融資部直通」の電話・Eメールによるご相談もお受けいたします。

仙南信用金庫 融資部 電話番号 0224-24-3079 Eメール s1174003@facetoface.ne.jp
(本支店の電話番号については30ページをご覧下さい。)

◎苦情相談に適切に対応するための体制整備

*前記いたしました相談窓口において、苦情相談もお受けいたします。

また、下記の「コンプライアンス統括部(人事部)」においても、苦情相談をお受けいたします。

コンプライアンス統括部

仙南信用金庫 人事部 電話番号 0224-24-3075 Eメール s1174006@facetoface.ne.jp

*苦情相談をお受けした場合には、真摯に対応するとともに再発防止に努めてまいります。

◎改善または再生のための支援を行う体制整備

*事業に関する改善計画書を策定いただいたお客様には、当金庫“渉外係”が、その進捗状況を検証し、見直し等について適切な助言・支援等を行います。

*改善計画の策定が困難なお客様には、計画立案にあたり助言・支援等を行います。

■ 地域金融円滑化のための取組み状況

金融円滑化法の期限到来後も引き続き条件変更等のご相談に取組んでおります。取組み状況は下記のとおりです。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

債務者が中小企業者である場合

(単位:件)

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,975	3,394	3,765	4,241	4,520	4,920	5,388
うち、実行に係る貸付債権の数	2,671	3,075	3,426	3,857	4,159	4,546	5,005
うち、謝絶に係る貸付債権の数	101	111	113	115	115	117	117
うち、審査中の貸付債権の数	11	7	16	35	5	11	12
うち、取下げに係る貸付債権の数	192	201	210	234	241	246	254

(注)1.2009年12月4日以降受付分の累計となります。

2.「謝絶に係る貸付債権の数」に計上した貸付債権の数には、お客様の都合等により申込日から3ヵ月経過したため、謝絶に区分した貸付債権71件を含んでおります。

債務者が住宅資金借入者である場合

(単位:件)

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	120	123	129	130	132	133	135
うち、実行に係る貸付債権の数	101	104	108	109	111	112	114
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	5	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	1	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	14	14	14	15	15	15	15

(注)1.2009年12月4日以降受付分の累計となります。

2.「謝絶に係る貸付債権の数」に計上した貸付債権の数には、お客様の都合等により申込日から3ヵ月経過したため、謝絶に区分した貸付債権5件を含んでおります。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び信用金庫法施行規則第23条に定める体制(内部統制システム)の整備について、2020年2月10日開催の理事会において変更決議をしております。

その内容及び運用状況は以下の通りであります。

I 当金庫理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令等遵守の徹底を確保するため「法令等遵守規程」を制定する。

また、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定する。

【運用状況】

・「事業計画」等に、経営の最重要課題の一つとして法令等遵守を掲げ、各種会議・研修・説明会等で周知している。

・法令等遵守の具体的管理方法等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を策定して運営している。また、人事部は毎年度コンプライアンス実施計画表を策定し、全部署に周知している。

・「コンプライアンス委員会規程」が整備されコンプライアンス委員会が設置されており、必要に応じて同委員会が開催されている。

・反社会的勢力への具体的な対応事例等を示した「反社会的勢力への対応マニュアル」を策定し、全役職員に周知している。

・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策ポリシー」「同規程」「同要領」等を改正し、不正利用等を防止する態勢の再構築を図った。

2. 法令等遵守に関する事項を管理する「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに各部店毎に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図る。

また、不正行為等の早期発見を目的とした「公益通報者保護規程」を定め、直接コンプライアンス統括部署の管理者に報告・相談等を行うことができる「相談窓口」を設置する。

【運用状況】

・コンプライアンス統括部署を人事部としている。

・各部店毎に「コンプライアンス責任者」を配置し、その役割を明示して運営している。また、年2回開催されるコンプライアンス責任者会議等で連係と周知徹底を図っている。

・「公益通報者保護規程」等を定め、直接報告や相談ができる「相談窓口」を人事部に設置している。また、通報を促すポスターを各部店に掲示している。

3. 内部監査部署を監査室とし、法令等遵守態勢について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告する。

【運用状況】

・監査室が法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、理事会、常勤理事会及び監事に報告している。また、被監査部署及びコンプライアンス統括部署に改善すべき事項を示達するとともに、不備事項については是正させている。

4. 各部店はコンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス統括部署は、チェックリストにより全役職員の理解の確認などコンプライアンスの実態・実情のモニタリングを行う。

【運用状況】

・人事部が各部店に対し四半期ごとに統一テーマを与え、勉強会を実施させている。また、人事部が毎年各部店を臨店してモニタリングと指導を行なっている。

II 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書規程」を制定し、適正な保存及び管理を行う。

【運用状況】

・「文書規程」を2002年4月1日に制定した。その利用と管理については各部店共適正に運用されている。

2. 理事及び監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

【運用状況】

・当金庫は、理事及び監事がこれらの文書を常時自由に閲覧できる体制を確立している。

経営の最重要課題への取組み

III 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として制定する。

【運用状況】

・「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎にリスク特性等に応じた管理規程等を策定し管理している。

- 2.「リスク統括部署」を総合企画部とともにリスクカテゴリーごとの主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。

【運用状況】

・「統合的リスク管理規程」及び関連規程において、「リスク統括部署」とそれぞれの主管部署並びにその役割を定め、それぞれがリスクの把握・確認に努めつつ管理手法の改善を図っている。

・リスク管理及びALMに関する重要な事項について協議を行なう機関を「ALM委員会」とし、当事業年度は27回の委員会を開催した。

- 3.リスク統括部署は、リスクの状況を常勤理事会に報告する。

【運用状況】

・総合企画部は「統合リスク管理表」を作成し、リスクの評価及び自己資本充実度の評価・モニタリングを行い、その結果をALM委員会へ報告している。

- 4.監査室は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告する。

【運用状況】

・監査室は、各リスク管理態勢の中から一部の態勢についてターゲット監査を実施している。

- 5.大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「業務継続計画」を制定し対応を定める。

【運用状況】

・「業務継続計画」等の中に大規模災害等発生時の役職員の役割と対応を定め、平時より危機への備えを万全にしている。

IV 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程」及び「常勤理事会規程」に定める。

【運用状況】

・「理事会規程」及び「常勤理事会規程」等に基づき理事会・常勤理事会を運営している。当事業年度には理事会を11回、常勤理事会を44回開催した。

- 2.理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

【運用状況】

・「組織・分掌規程」を定め、機関・職制・業務分掌・権限委譲等について明確にし、運営している。

- 3.理事会は、毎年度の事業計画及び業務運営方針を決定する。又、各担当役員は、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

【運用状況】

・2023年4月26日の理事会において、第6次中期経営計画並びに2023年度事業計画を定め、業務運営方針を決定した。

・各担当役員は、事業年度毎に具体的な事業計画を策定して常勤理事会及び理事会に付議し、業務遂行している。

V 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

・当金庫は、監事の求めに応じ、その職務を補助すべき職員を配置する。

【運用状況】

・2015年7月14日に「組織・分掌規程」を改正し、監事が補助すべき職員の配置を求めた場合に、補助すべき職員を置くことができることを明確にした。

VI 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当該職員の人事異動等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求める。

【運用状況】

- ・現時点では、補助職員の配置を求められていないことから該当なし。

2. 監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指示命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする旨を業務分掌に関する規程に設ける。

【運用状況】

- ・2015年7月14日に「組織・分掌規程」を改正し、上記の内容とした。

VII 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

1. 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。

- (1) 理事会及び常勤理事会で決議された事項
- (2) 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (3) 経営状況に関する重要な事項
- (4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (5) 重大な法令等規程違反
- (6) 公益通報の状況及び内容
- (7) その他コンプライアンス上重要な事項

【運用状況】

- ・監事に対しては(1)～(7)に該当するものはもちろん、それ以外でも隨時報告している。

2. 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告することとする。

【運用状況】

- ・近年、前記のような事案はないが、監事に直接報告できる体制を整備している。

3. 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

【運用状況】

- ・監事の求めに応じて理事及び職員は、隨時必要な事項の説明や報告を行っている。

VIII 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 金庫内の通報窓口等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めたうえで当該規程の内容を役職員に周知する。

【運用状況】

- ・2015年7月21日に「公益通報者保護規程」等を改正し、公益通報所管部署である人事部は当金庫の役職員が行ったすべての公益通報について監事へ報告すること、役職員は人事部を介さずに直接、監事に公益通報を行うことができることとした。

2. 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

【運用状況】

- ・「公益通報者保護規程」に通報者等の保護に係る規程を設け、コンプライアンス責任者会議等でその旨の説明を行っている。

3. 当金庫は、公益通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。

【運用状況】

- ・「公益通報者保護規程」等に上記の内容を盛り込んで運営している。

4. 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

【運用状況】

- ・「公益通報者保護規程」に上記の内容を盛り込んで運営している。

経営の最重要課題への取組み

IX 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況】

- ・監事監査費用等については、適正なものについては制約を設けることなく処理している。

2. 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家を利用することを請求した場合、その費用を負担する。

【運用状況】

- ・監事が顧問弁護士や税理士の利用並びにその費用負担を金庫に求めることが可能な体制としている。

3. 監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額は、あらかじめ監事の同意を要するものとする。

【運用状況】

- ・当事業年度は書籍等の購入費用として10万円を監事の請求に基づき予算化した。

4. 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、予算額を超過する場合であっても、速やかに費用又は債務を処理する。

【運用状況】

- ・当事業年度については予算額を超過することはなかったが、監事職務の執行に必要なものであれば制限を設けることなく支出することとしている。

X その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、監査室、会計監査人、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、適正な監査の実施に努める。

【運用状況】

- ・理事や監査室、会計監査人、人事部の管理者等は、監事の求めに応じて緊密な連携を図っている。また、監査室の講評や会計監査人監査にも監事の立会いを求める等隨時話し合いの場を設けている。

- ・2020年4月1日に「組織・分掌規程」を改正し、監査室を常勤監事直轄の組織体制とした。

2. 代表理事は、監事と必要に応じて意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。

【運用状況】

- ・代表理事は、監事の求めに応じて隨時意見交換を行なっている。

3. 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

【運用状況】

- ・当金庫は、監事が必要に応じて弁護士等の専門家に依頼できる体制を確保している。



コンプライアンス(法令等の遵守)

当金庫は、コンプライアンス(法令等の遵守)を重視した経営を実践していくことを最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスが全ての金庫業務を行う上で最も基本的な事項としています。

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

国際的な要請であり、金融機関等にとって喫緊の課題となっているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について、経営陣の主導的な関与のもと、適切なリスク管理態勢を構築するとともに、リスクベース・アプローチに基づくリスク低減措置を講じ、健全な金融システムを維持することに努めています。

■ コンプライアンスに関する基本方針

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在する中で、信用金庫の役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。「コンプライアンス」とは法令をはじめとした規則及び社会的規範に至るまで、あらゆるルールを厳格に守ることを言います。

当金庫は、地域における信頼性を高めるためにも、役職員一人一人の倫理意識と倫理行動の実践を徹底すべく、「仙南信用金庫行動綱領」ならびに「法令等遵守規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」に基づき、より高いレベルのコンプライアンスの実現に向けて真剣に取組んでいます。

■ 反社会的勢力への対応

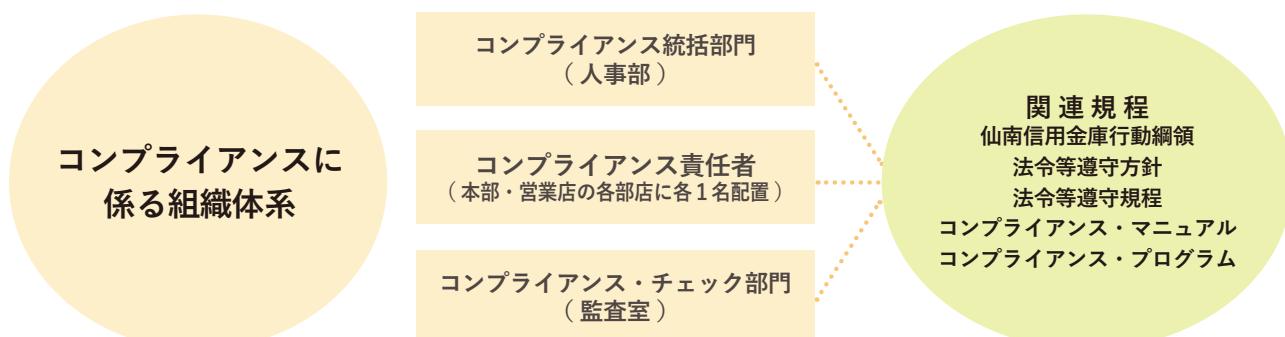
当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」(ホームページ掲載)「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を定め、役職員の反社会的勢力に対する関係遮断を意識的に取組んでいます。

■ 関係法令等 遵守すべき事項

信用金庫法	当金庫の定款・就業規則	預金保険法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
消費者契約法	金融商品取引法	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	個人情報の保護に関する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	労働基準法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	その他関連法令・諸規程等

■ コンプライアンス体制

コンプライアンスの実践に係る基本方針及び遵守基準を理事会で制定し、役員自ら率先垂範してコンプライアンスに取組むとともに、統括部門(人事部)、コンプライアンス責任者(本部・営業店の各部店に1名配置)、コンプライアンス・チェック部門(監査室)を中心として、組織全体で法令等遵守の徹底に取組んでいます。



経営の最重要課題への取組み

リスク管理

当金庫は、業務全般に亘って存在するリスクが経営に重大な影響を及ぼすことを深く認識し、これらのリスクを適切に管理して適正な業務運営を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、金庫一丸となって真剣に取組んでいます。

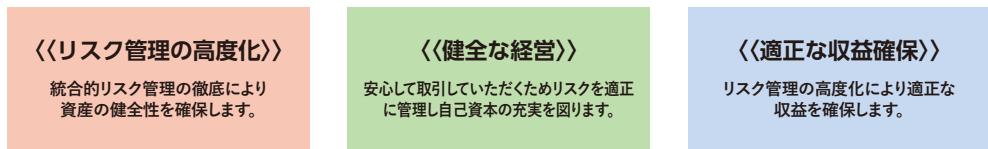


■ リスク管理の基本方針

リスク管理の究極の目的は、様々な外部要因や内部要因を原因として不測の事態が発生する可能性(リスク)について、どのようなリスクがどれくらいあるのかを把握し、それらのリスクをコントロールあるいは極小化することにより、自己責任原則に基づく経営の健全性を確保することにあります。

多様なリスクを正確に把握し、適切に管理・運営することにより、収益力の向上を図り、適正に業務を遂行することが可能となります。

当金庫では、この「リスク管理」を「経営の基本」と位置づけ、業務全般に内在する各種リスクに対して、管理の徹底・充実を図るために、まず、「本部の各担当部・営業店」による自己チェックを行った上で、「総合企画部リスク統括課」によるチェック・牽制を行っています。

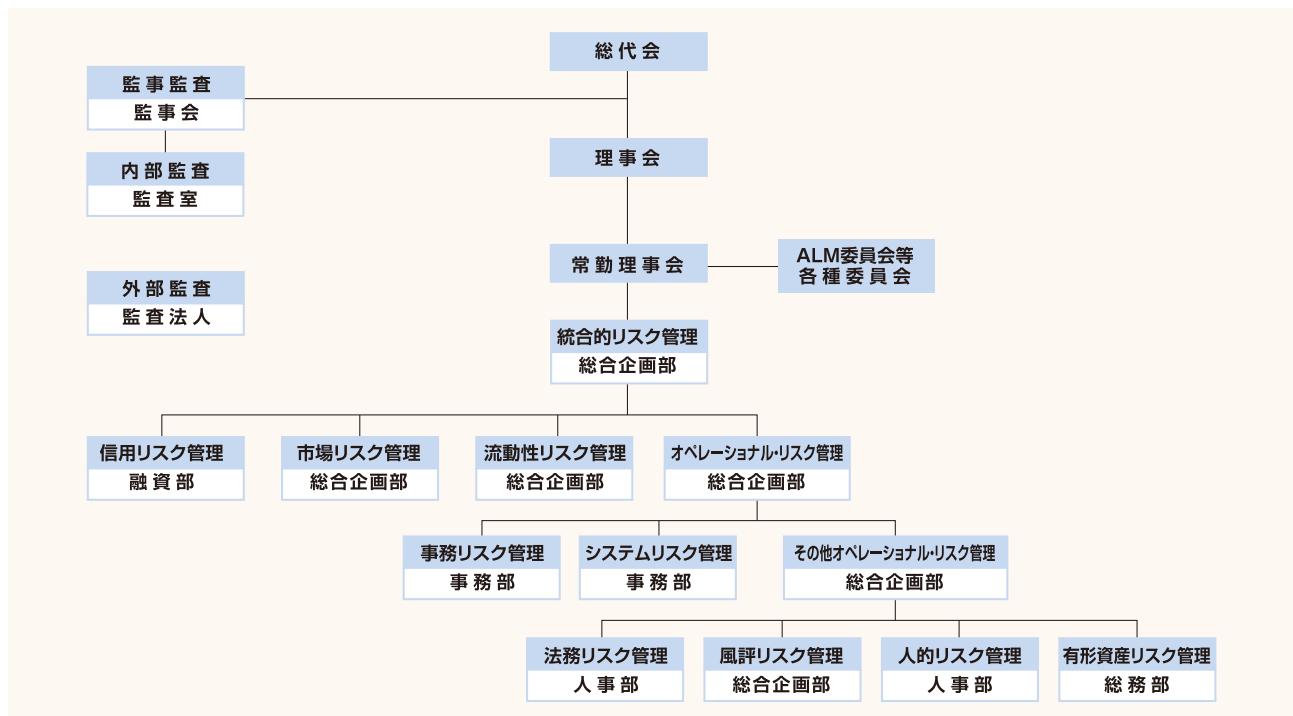


■ リスク管理体制

当金庫のリスク管理は、多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に把握・運営していく「統合的リスク管理」を基本としています。各業務において発生する様々なリスクを商品・業務・組織を越えて統合的に把握し、経営の意思決定を行う組織が常勤理事会です(リスク管理組織図 参照)。

常勤理事会では、リスク管理体制に関する審議及びリスク情報に基づく業務運営方針の決定を行い、各担当部署にその執行を指示しています。

■ リスク管理組織図



■ 各リスクへの取組み

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、常に融資の基本に基づく厳格な審査体制をとっています。

また、外部研修への職員の派遣や内部研修の実施など、審査能力の向上を図るとともに、審査部門の機械化・システム化を進め、機能的な審査体制の確立に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクであり、具体的には、資産（貸出金、有価証券など）、負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」が含まれます。

当金庫では、市場リスクを適切に管理しコントロールするため「市場リスク管理規程」「余裕資金運用規程」を制定し、これらの規程に基づいて、リスク量の計測・分析を行い資金運用の管理を行っています。

また、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）及びリスク管理部門（ミドル）を分離することにより、部門間の牽制関係を築くとともに、リスク管理手法の高度化を図り、常にリスクの状況を把握しながら、機動的に対応できる体制の強化・充実に努めています。

流動性リスク

市場流動性リスクと資金流動性リスクがあります。

市場流動性リスクは、市場の混乱等により市場において取引が出来ないリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

また、資金流動性リスクは、予期せぬ資金の流失等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、流動性リスク管理のため「流動性リスク管理規程」「流動性危機管理マニュアル」を制定し、日常的に必要な資金および手許流動性の確保に万全を期しています。

また、余裕資金の運用にあたっては、安全性・流動性が高く即時に資金化できる運用資産の充実に努め、適正な支払準備資産を確保しています。

事務リスク

正確な事務を怠ったり、事故・不正が起きることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、事務リスク管理の重要性を役職員が認識したうえで、事務水準の向上、事務処理の適正化に積極的に取組んでいます。

また、内部管理体制のチェックと事故の未然防止のために、自店検査をはじめ監査室による内部監査を定期的に実施しています。

システムリスク

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、管理すべきシステムリスクを明確にするとともに、「システムリスク管理規程」を定め、情報の漏洩、紛失、システムの停止等の回避に努めています。

また、コンピュータシステムの運営にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止し、かつ効率的な運営を行う観点から、システム企画・開発、システム運用・利用の各工程について、各種規程、基準、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っています。

法務リスク

各種取引について、法令違反や不適切な契約内容等により、損失が発生するリスクです。

当金庫では、予防的な法務対応に重点を置き、新規業務の開始時、新商品・新サービスの取扱時及び各種契約時等において、本部各部、弁護士が連携し、法務リスクの未然防止に努めています。

風評リスク

金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の評判を形成する内容が悪化し、顧客から見て金融機関への安心度、親密度が損なわることにより、金融機関としての評判が低下するリスクです。

当金庫では、適切なディスクローズの実施により経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

また、経営に影響を及ぼすと思われる事項に対しては、理事会や常勤理事会を中心として組織全体で対応策を講じることとしています。

オペレーション・リスク

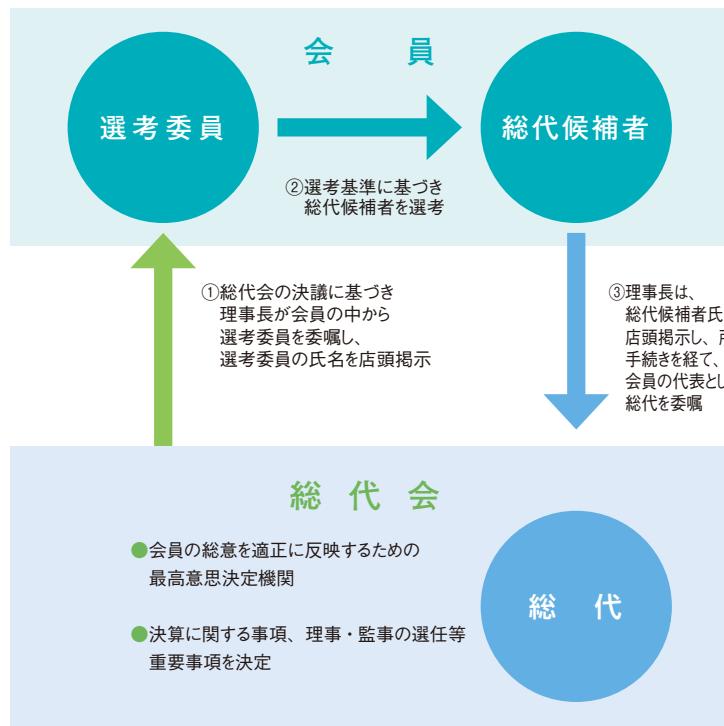
その他として、人的リスク、有形資産リスク等がオペレーション・リスクに含まれます。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。



■ 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年(定款第25条第2項)です。
- ・総代の定数は、90人以上110人以内(定款第25条第1項)で、会員数に応じて各選任地区ごとに定められています(定款第26条)。なお、2024年5月末現在の総代人数は110人で、会員数は20,237人です。

地 区	選任区域	会員数	総代数
第1区	白石市、刈田郡	5,251人	32人
第2区	柴田郡	5,971人	34人
第3区	角田市、伊具郡	2,272人	13人
第4区	岩沼市、名取市、亘理郡	2,498人	13人
第5区	仙台市、その他	4,245人	18人
合 計		20,237人	110人



■ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。総代の選考は、次の手続きを経て選任されます。

総代候補者選考基準	当金庫の会員の中から、地域における信望が厚く、信用金庫の理念、使命をよく理解し当金庫の発展に寄与していただける方を選考するものとする。
総代が選考されるまでの手続き	
総代候補者選考委員の選任 (定款第27条)	<ul style="list-style-type: none"> ●選考委員は、当該選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。なお、選考委員の数は、選任区域ごとに3人以上とする。 ●選考委員の氏名を掲示場に掲示する。
総代候補者の選考 (定款第28条)	<ul style="list-style-type: none"> ●選考委員は、当該選任区域の総代の定数に相当する総代候補者を選考基準(上記)に基づき選考し、理事長に報告する。 ●理事長は、報告を受けた総代候補者の氏名を1週間掲示場に掲示するとともに、掲示場に掲示してある旨を新聞紙上に掲載する。……会員は総代候補者が総代となることについて異議があるときは、当該掲示場に係る広告の掲載のあった日から2週間以内に金庫に対し異議を申し出ることができる。
総代の選任 (定款第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ●総代候補者について、異議の申し出をしたものが当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を1週間掲示場に掲示する。

■ 第74回通常総代会の決議事項

2024年6月28日開催の第74回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項	1.第74期 事業報告・貸借対照表・損益計算書の件 2.庶務の概要	決議事項	第1号議案 第74期剰余金処分案承認の件 第2号議案 理事の任期満了に伴う選任の件 第3号議案 監事の任期満了に伴う選任の件 第4号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件 第5号議案 会員の除名の件 第6号議案 所在不明会員の除名の件
------	--------------------------------------	------	---

■ 総代の氏名等

2024年5月末現在

選任地区	人数	氏名（敬称略）
第1区 白石市・刈田郡	32人	一條 一平⑨、大澤 喜久⑫、大沼 秀行⑦、小畠 恭之②、上西 康雄④、亀岡 實⑧、吉見 光宣⑬、日下 清⑫、小閑 幸一⑤、後藤 正昭⑦、齋藤 卓郎⑨、佐久間 一志③、佐藤 秀一⑫、佐藤 利男⑨、佐藤 秀則⑥、佐藤 善一⑦、篠木 幸博①、島貫 勇雄④、鈴木 信一⑭、櫻見 正志⑦、太宰 榮一④、長橋 和夫⑫、別部 英明⑪、三浦 義邦⑫、村井 勝②、村上 英人⑩、村上 瞳夫⑫、森 重夫④、山田 裕一④、谷津 芳男⑦、渡辺 隆夫⑩、亘理 滋②
第2区 柴田郡	34人	相澤 辰夫⑫、甘糟 仁⑫、太田 正浩④、大槻 裕喜⑩、大槻 善之⑥、大沼 克巳④、大沼 肇彦④、岡田 正光④、小山 修作⑦、片平 浩和①、川内 利見③、菊地 厚志②、後藤 敏彦⑩、齋 清志⑧、斎藤 清和④、齋藤 健一②、櫻井 淳一⑦、櫻中辰則④、佐藤 幸吉⑧、佐々木 進④、佐山 修一④、鈴木 恒夫⑧、鈴木 正司④、相馬 孝信①、高澤 磨①、高橋 広文⑥、滝口 茂⑪、丹野 俊一④、鶴見 勝⑧、永窪 威⑨、三浦 稔⑤、牟田 博③、矢萩 正明⑩、米澤 光秀①
第3区 角田市・伊具郡	13人	天野 岩音⑦、池田 黙③、井上 秀樹④、加藤 泰彦⑤、吉内 芳和⑧、黒須 貫②、鈴木 宣一③、戸田 宏士⑪、廣谷 秀男⑧、保科 郷雄⑦、本田 公紀⑥、森 孝次⑪、森田 正則④
第4区 岩沼市・名取市 亘理郡	13人	井口 経明⑥、長田 幸治②、亀井 俊夫⑥、亀井 利二⑨、菅野 廣志④、小林 秀明②、高橋 登喜男④、高橋 文男⑧、永松 広宜⑦、平間 征太郎⑦、松岡 治⑥、渡辺 宏一①、渡邊 大作⑤
第5区 仙台市	18人	阿部 孝治④、及川 周一①、菊地 誠孝⑤、菊地 卓哉④、日下 敦④、熊谷 浩幸④、黒瀬 武夫⑩、小松 勝男⑤、後藤 久幸②、後藤 博⑦、佐藤 裕治①、柴山 隆④、須田 修⑫、高橋 郁④、高橋 尚之④、船山 克也①、堀江 智視②、山本 拓也⑥
合計		110人

(注) 氏名の後の数字は総代就任回数(1期2年)です。

＜総代の属性別構成比＞

職業別	法人代表者・役員80.0%、個人事業主10.9%、個人9.1%
年代別	70代以上48.2%、60代23.6%、50代以下28.2%
業種別	製造業10.0%、建設業26.4%、卸・小売業23.6%、その他40.0%

自己資本の充実の状況等

I.自己資本の状況について

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等より構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

自己資本の構成

普通出資	① 発行主体:仙南信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,863百万円	(単位:百万円)	
項目		2022年度末	2023年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		11,374	11,691
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,850	1,863
うち、利益剰余金の額		9,560	9,866
うち、外部流出予定額(△)		35	37
うち、上記以外に該当するものの額		△1	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		124	85
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		124	85
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45/パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		11,499	11,776
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		55	54
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		55	54
緑延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		55	54
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		11,443	11,722
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		102,109	101,184
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△285	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△285	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		5,201	5,262
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		107,311	106,446
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		10.66%	11.01%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の2024年3月末時点の自己資本の充実度に関しましては、所要自己資本額4,257百万円に対して約2.7倍の11,722百万円の自己資本を有していますし、自己資本比率(前ページの表の(ハ)/(二))の状況についても国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っています。このように当金庫の自己資本は高水準で充実しています。

なお、将来の自己資本充実策については年度ごとの事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

自己資本の充実度

(単位：百万円)

	2022年度末		2023年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	102,109	4,084	101,184	4,047
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	93,557	3,742	92,852	3,714
ソブリン向け	599	23	389	15
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,463	218	4,824	192
法人等向け	22,594	903	19,875	795
中小企業等向け及び個人向け	8,665	346	8,649	345
抵当権付住宅ローン	2,747	109	2,615	104
不動産取得等事業向け	44,826	1,793	48,917	1,956
三月以上延滞等	31	1	26	1
信用保証協会等による保証付	1,038	41	1,243	49
出資等	17	0	15	0
出資等のエクスポージャー	17	0	15	0
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	7,573	302	6,293	251
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	475	19	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,156	86	1,309	52
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	322	12	312	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	4,619	184	4,670	186
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	8,837	353	8,332	333
ルック・スルー方式	8,837	353	8,332	333
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△ 285	△ 11	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	5,201	208	5,262	210
ハ. 総所要自己資本額(イ+口)	107,311	4,292	106,446	4,257

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」「国際清決銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況等

II. 各種リスク管理態勢について

1. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことといいます。

当金庫では信用リスクを管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資基準」を定め広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しています。

一連の信用リスク管理の状況についてはALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する体制としています。

貸倒引当金は「自己査定基準書」および「償却・引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。正常先、要注意先、要管理先については債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて一般貸倒引当金を算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては破綻懸念先、実質破綻先、破綻先ともに、保証・担保等で保全されてない部分に対して必要とされる引当金を計上しています。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末		
国内	内	229,684	234,459	123,710	125,375	46,417	40,888	—	—	151	71
国外	外	11,008	11,006	—	—	11,008	11,006	—	—	—	—
地域別計		240,692	245,465	123,710	125,375	57,425	51,895	—	—	151	71
製造業		4,058	3,877	4,058	3,877	—	—	—	—	44	4
農業、林業		178	169	178	169	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		299	268	299	268	—	—	—	—	—	—
建設業		22,462	23,371	22,462	23,371	—	—	—	—	32	28
電気・ガス・熱供給・水道業		13,803	11,780	841	1,261	12,961	10,519	—	—	—	—
情報通信業		327	235	170	191	99	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業		14,493	11,869	2,786	2,662	11,707	9,206	—	—	—	—
卸売業、小売業		7,802	7,500	7,802	7,500	—	—	—	—	1	1
金融業、保険業		69,667	76,676	5,474	5,036	11,306	10,505	—	—	—	—
不動産業		47,039	48,061	46,837	48,059	200	—	—	—	—	—
物品貸業		2,030	1,769	2,030	1,769	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		1,426	1,441	1,426	1,441	—	—	—	—	—	—
宿泊業		642	746	642	746	—	—	—	—	31	—
飲食業		2,070	2,289	2,070	2,289	—	—	—	—	—	0
生活関連サービス業、娯楽業		694	706	693	703	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		1,112	1,091	1,112	1,091	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		1,948	2,269	1,948	2,269	—	—	—	—	—	—
その他サービス		3,429	3,230	3,423	3,228	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		23,673	23,967	2,523	2,303	21,149	21,663	—	—	—	—
個人	人	16,899	17,107	16,899	17,107	—	—	—	—	41	37
その他の他		6,633	7,033	28	24	—	—	—	—	—	—
業種別合計		240,692	245,465	123,710	125,375	57,425	51,895	—	—	151	71
1年以下		24,661	15,045	14,130	13,448	3,230	1,596	—	—	—	—
1年超3年以下		8,320	6,763	6,395	6,404	1,865	299	—	—	—	—
3年超5年以下		10,486	11,728	7,633	7,186	299	902	—	—	—	—
5年超7年以下		11,723	20,279	7,869	16,661	2,953	3,218	—	—	—	—
7年超10年以下		28,104	18,818	24,191	14,037	3,913	3,181	—	—	—	—
10年超		111,365	113,042	63,202	67,345	45,162	42,696	—	—	—	—
期間の定めのないもの		46,030	59,786	287	291	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		240,692	245,465	123,710	125,375	57,425	51,895	—	—	151	71

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には「投資事業組合」「現金」「固定資産」「繰延税金資産」等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	144	124	—	144	124
	2023年度	124	85	—	124	85
個別貸倒引当金	2022年度	378	221	63	314	221
	2023年度	221	130	49	172	130
合 計	2022年度	522	346	63	458	346
	2023年度	346	215	49	296	215

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	50	47	47	6	50	47	47	6	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	125	81	81	62	125	81	81	62	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	38	21	21	7	38	21	21	7	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	29	12	12	22	29	12	12	22	—	—
物品貸業	17	17	17	17	17	17	17	17	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	31	31	31	—	31	31	31	—	—	—
飲食業	7	6	6	2	7	6	6	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	71	—	—	—	71	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	7	—	—	—	7	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	4	2	2	3	4	2	2	3	—	0
合計	378	221	221	130	378	221	221	130	—	0

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。

◎(株)格付投資情報センター(R&I)

◎(株)日本格付研究所(JCR)

◎ Moody's Investors Service (Moody's)

◎ Standard & Poor's(S&P)

なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	2022年度末		2023年度末	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	77,377	—	86,574
10%	—	16,422	—	16,363
20%	17,970	27,353	19,656	24,188
35%	—	6,088	—	5,747
50%	20,836	108	15,744	35
75%	—	7,573	—	7,260
100%	400	66,427	300	69,466
150%	—	4	—	4
250%	—	129	—	125
その他の	—	—	—	—
合計	240,692		245,465	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫が扱う担保には自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証がありますが、その手続きについては当金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付・割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程や約定書等に基づき法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

新しい自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法として当金庫が適用しているものは、適格担保として自金庫預金積金・上場株式、一定以上の要件を満たす債券、保証として一般社団法人しんきん保証基金・信金ギャランティ㈱等、その他未担保預金等が該当します。このうち保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めています。

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	2,381	2,448	13,956	14,279	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 市場リスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(2) 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

(3) 出資等エクスポートジャヤーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートジャヤーにあたるものは、政策投資株式、上場優先出資証券等が該当します。そのうち、上場優先出資証券に係るリスクの認識については時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。政策投資株式への出資金等に関しては、当金庫が定める規程等に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は定期的に常勤理事会に報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,199	1,199	736	736
非 上 場 株 式 等	564	—	612	—
合 計	1,763	1,199	1,349	736

(注) 時価は、期末における市場価格等に基づいています。

出資等エクスポートジャヤーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	—	70
売却損	—	—
償却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	200	109

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

(4) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートジャヤー	8,545	8,503
マンデート方式を適用するエクスポートジャヤー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートジャヤー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートジャヤー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートジャヤー	—	—

自己資本の充実の状況等

(5) 金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては市場金利の変動によって受ける資産価値の変動について定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクと自己資本への影響度の計測を定期的に行い、ALM委員会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、内示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。）及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.5年
b. 流動性預金に割り当てられた金利改定の最長の金利改定満期	5年
c. 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
d. 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
e. 複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
f. スプレッドに関する前提	割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しています。
g. 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
h. 前事業年度末の開示の変動に関する説明	△EVE及び△NIIについて算出手法に関する変更は行っておりません。
i. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	月次ベースで金利リスクを計測し、適正に管理する体制としています。

(単位：百万円)

項番	IRRBB1:金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,431	7,472	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイ一ブ化	6,474	7,345		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,474	7,472	0	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,722		11,443	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(II) 金庫が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

a. 金利ショックに関する事項	収益管理、経営上の判断その他の目的で金利リスクを評価する場合においては、金利1%上昇時の影響を定期的に計測しているほか、市場環境等を考慮したタイムリーな金利シナリオに基づくシミュレーションを適時行っています。
b. 金利リスク計測の前提及びその意味	内部管理上、金利リスクをVaR法により計測を行っており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

3. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」を踏まえ、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。事務リスク管理面ではその重要性を役職員が認識したうえで、事務水準の向上、事務処理の適正化に積極的に取組んでいます。また、内部管理体制のチェックと事故の未然防止のために自店検査を始め監査室による内部監査を定期的に実施しているほか、事務部による臨店事務指導を行っています。

システム・リスク管理面では管理すべきシステム・リスクを明確にするとともに、情報の漏洩、紛失、システムの停止等の回避に努めています。また、コンピュータ・システムの運営にあたっては要員の過失や不正利用等を防止しつつ効率的な運営を行う観点からシステム企画・開発、システム運用・利用の各行程について各種規程、基準、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っています。

その他のリスクについてはお客様からの苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、更には各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。



不良債権の状況

不良債権に対する当金庫の基本方針

- 査定の対象となる資産について、自己査定を厳正に実施し、不良債権を確定しています。
- この不良債権額のうち、保証・担保等で保全されていない部分については、必要とされる貸倒引当金を計上し、万全を期すこととしています。
- 不良債権の中には、取引先企業の経営再建・支援を目的として元本の返済猶予等を行っているものも含まれており、こうした経営の改善に取組んでいる取引先に対して出来る限りの支援をしていくことは、地域金融機関である当金庫の使命であると考えています。

不良債権の種類

金融機関に対して開示が義務付けられている不良債権は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められている債権(以下「金融再生法に基づく開示債権」という)です。

自己査定の債務者区分		金融再生法に基づく開示債権
(対象:貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返)		
破綻先	実質破綻先	破産更生債権および これらに準ずる債権
破綻懸念先	要注意先	危険債権
正常常先		要管理債権
		正常債権

不良債権及び保全の状況 2024年3月期における不良債権及び保全の状況は次のとおりです。

金融再生法に基づく開示債権

- 金融再生法の不良債権は前期末比162百万円(5.97%)増加
- 不良債権比率は2.30%と前期比0.10ポイント増加

金融再生法による債権は、貸出金以外の債権(貸出金に準ずる未収利息、仮払金および債務保証見返)も対象となっています。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度末	293	293	185	108	100.00%
	2023年度末	320	320	269	51	100.00%
危険債権	2022年度末	2,349	2,271	2,159	112	96.68%
	2023年度末	2,490	2,367	2,288	78	95.03%
要管理債権	2022年度末	81	49	49	0	60.47%
	2023年度末	76	44	44	0	58.42%
三ヶ月以上延滞債権	2022年度末	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—
貸出条件暖和債権	2022年度末	81	49	49	0	60.47%
	2023年度末	76	44	44	0	58.42%
小計(A)	2022年度末	2,725	2,615	2,393	221	95.95%
	2023年度末	2,888	2,732	2,602	130	94.61%
正常債権(B)	2022年度末	121,082				
	2023年度末	122,584				
総与信残高(A)+(B)	2022年度末	123,807	不良債権比率(A)/(B)		2022年度末	2.20%
	2023年度末	125,472			2023年度末	2.30%
					増減	0.10%

(注) 百万円未満及び小数点第3位以下は切り捨てて表示しています。

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



顧客保護への取組み

■ 顧客保護等管理方針（抜粋）

当金庫は、お客様の保護およびお客様の利便性の向上に資するため「顧客保護等管理方針」を定め、役職員に周知しています。

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行する。また、顧客の正当な利益の保護や利便性の向上に継続的に取組む。
2. 当金庫は、顧客への説明を要する取扱商品全ての取引について、顧客の理解度や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行う。
3. 当金庫は、顧客からの問い合わせ・相談・要望・苦情・紛争等について、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるよう努める。
4. 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供は行わない。また、顧客の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合は、顧客の情報の管理や顧客への対応が適切に行われるよう管理する。
6. 当金庫は、顧客との取引にあたり、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する。

■ 個人情報の保護

お客様の個人情報に関しては個人情報関連規程等を定め、それに則り厳重な管理のもと取扱をしています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）は、店頭やホームページで公表しています。

■ 金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は30ページ参照）または人事部（電話：0224-24-3075、FAX：0224-24-5180、Eメール：s1174006@facetoface.ne.jp）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫人事部」にお尋ねください。

仙南信用金庫 人事部

住 所：〒989-0277 宮城県白石市沢端町1番45号
T E L：0224-24-3075
F A X：0224-24-5180
E メール：s1174006@facetoface.ne.jp
受付時間：9:00～17:00(信用金庫営業日)
受付媒体：電話、手紙、面談、ファクシミリ、Eメール

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

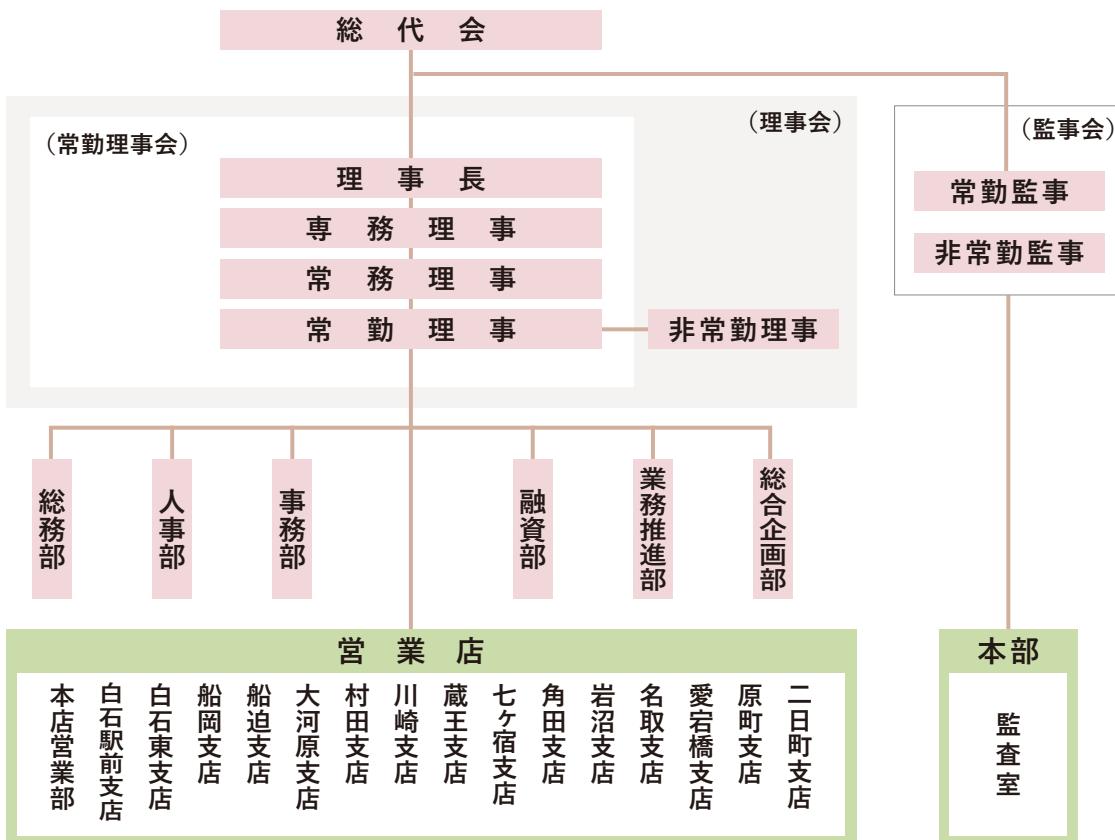
住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
T E L：03-3517-5825
受 付 日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
受付時間：9:00～17:00
受付媒体：電話、手紙、面談

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
受 付 時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

事業の組織図／役員一覧／会計監査人の名称

事業の組織図（2024年6月末現在）



役員一覧（2024年6月末）



理事長(代表理事)
渡邊 大助



専務理事(代表理事)
山田 祐治



常務理事
大條 和彦



常勤理事
鈴木 恒太郎



常勤理事
沼崎 貴信



常勤理事
高橋 成彰



非常勤理事
松倉 佳紀
(※1)



非常勤理事
岡元 富男
(※1)



非常勤理事
宮戸 隆



常勤監事
杉内 一博



非常勤監事
大藤 正樹
(※2)



非常勤監事
菊池 信一



非常勤監事
阿部 栄一

※1 理事 松倉 佳紀、岡元 富男は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 大藤 正樹は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人

有限責任あずさ監査法人（2024年6月末現在）

店舗等のご案内



みやぎネット

県内5信金、七十七銀行、仙台銀行のATMが、ATM相互利用サービス「みやぎネット」により、平日8:45～18:00まで、お引出し手数料が無料でご利用いただけます。



ATMでの1日あたりのご利用限度額

お客様の保護を目的に、当金庫のキャッシュカードを当金庫のATMコーナーでご利用される場合、1日当たり一口座ご利用限度額を下記のとおりに設けています。

- 支払限度額……100万円
(ただし、1回あたり紙幣50枚が限度です)

●支払限度回数…無制限

※支払限度額の引上げは口座開設店の窓口での手続きが必要です。

※1日あたりの支払限度額・支払限度回数の引下げはATMでもご指定いただけます。

●振込限度額……100万円

※現金による振込は1回あたり10万円が限度です。

※振込限度額の引上げは口座開設店の窓口での手続きが必要です。

※70歳以上のお客様のうち、ATMで3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客様は、キャッシュカードによる振込取引ができません。対象となるお客様がキャッシュカードによる振込取引を希望される場合、窓口での手続きが必要です。

キャッシュカード等を紛失された時の連絡先

キャッシュカードや通帳等を紛失された場合(または盗難や偽造被害に遭われた場合等)には、ATMコーナーに備えてあります電話機をご利用いただくか、下記の受付窓口までご連絡ください。

	受付時間	受付窓口	電話番号
平 日	9:00～17:00	当金庫本支店	上記「店舗一覧」の電話番号をご覧ください
	上記の受付時間以外		
土・日・祝日 12月31日～1月3日	24時間	しんきん自動機監視センター	フリーダイヤル 0120-793-714

※電話での受付は緊急の仮受付となります。電話連絡された後は、速やかにお取引店の窓口にお越しいただき、所定の手続きを行ってください。

地 区	店番号	店舗名・所在地・電話番号 平日窓口営業時間 9:00～15:00 (★印の支店では 11:30～12:30 は窓口休業時間となります)			ATMご利用時間	
		平 日	土曜日・日曜日・祝日			
白石市	①	本部・ 本店 営業部	〒989-0277 白石市沢端町1-45 [本 部] [本店営業部]	0224(24)3074 0224(25)3171		
	②	★白石駅前支店	〒989-0243 白石市字沢目8-26	0224(25)5411		
	③	★白石東支店	〒989-0225 白石市東町2-10-1	0224(25)0041		
柴田郡	④	船岡支店	〒989-1601 柴田郡柴田町船岡中央2-4-5	0224(55)2451		
	⑤	★船追支店	〒989-1622 柴田郡柴田町西船追2-7-9	0224(55)2783		
	⑥	大河原支店	(ショッピングセンター「オーナー」内) 〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字町向126-4	0224(53)1275		
刈田郡	⑦	村田支店	〒989-1305 柴田郡村田町大字村田字西57-1	0224(83)2231		
	⑧	川崎支店	〒989-1501 柴田郡川崎町大字前川字町6-1	0224(84)2140	8:00～21:00	8:00～20:00
	⑨	★蔵王支店	〒989-0701 刈田郡蔵王町宮宇町55-1	0224(32)3016		
角田市	⑩	★七ヶ宿支店	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町宇闇118-5	0224(37)2141		
	⑪	角田支店	〒981-1505 角田市角田町109	0224(63)1351		
	⑫	岩沼支店	〒989-2432 岩沼市中央3-6-31	0223(22)3141		
名取市	⑬	★名取支店	〒981-1224 名取市増田4-1-4	022(384)4871		
	⑭	★愛宕橋支店	〒984-0065 仙台市若林区土橋239	022(221)4381		
	⑮	★原町支店	〒983-0047 仙台市宮城野区銀杏町36-2	022(232)1261		
仙台市	⑯	★二日町支店	〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-22	022(262)6040		

店舗外 ATM コーナー稼働時間

①	セラビ白石出張所(ショッピングセンター「セラビ白石」内) 白石市八幡町11-1	9:00～21:00	9:00～21:00
②	中町出張所 白石市字中町11	8:00～21:00	8:00～20:00
③	アムザ白石出張所 白石市大平森合字森合沖121	8:00～21:00	8:00～20:00
④	大河原町中央通り出張所 柴田郡大河原町字町178	8:00～21:00	8:00～20:00
⑤	フォルテ出張所(ショッピングセンター「フォルテ」内) 柴田郡大河原町字小島2-1	10:00～21:00	9:00～21:00
⑥	ヨーグベニマル角田店出張所 角田市角田字町尻428	9:30～22:00	9:30～22:00

即時振込の取扱時間

当金庫では、本支店・他金融機関宛の即時振込の取扱時間を下記の取扱としております。

取 扱 チ ャ ネ ル	取扱時間(発信時間)	
当 金 库 A T M	平 日	8:00～21:00
	土 曜 日	8:00～20:00
	日 曜 ・ 祝 日	8:00～20:00
イ ン タ ー ネ ッ ツ バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	平 日	7:00～23:00
	土 曜 日	8:00～23:00
	日 曜 ・ 祝 日	8:00～23:00
預 金 種 類	取扱時間(受取り時間)	
普 通 預 金	月 曜 日～土 曜 日	0:00～24:00
	日 曜 日	8:00～24:00

※上記の時間帯でも、お振込を行う際に利用する金融機関や口座によって、また、システムメンテナンスによって、ご利用いただけない場合があります。

※法人インターネットバンキングサービスにおけるファイル伝送取引の取扱時間に関しましては、平日 9:00～15:00。土曜・日曜・祝日はご利用できません。

主要な事業の内容

預 金 業 務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金	
貸 出 業 務	貸 付	手形貸付、証書貸付、当座貸越
	手形及び電子記録債権の割引	商業手形、荷付為替手形、電子記録債権の割引
内 国 為 替 業 務	送金為替、振込、代金取立等	
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資	
附 帯 業 務	代 理 業 務	●日本銀行歳入代理店 ●地方公共団体の公金取扱業務 ●信金中央金庫等の代理店業務 ●日本政策金融公庫等の代理貸付業務
		●債務の保証又は手形の引受け ●有価証券の貸付 ●公共債の引受 ●スポーツ振興くじ当選金払戻業務 ●国債等公共債及び投資信託の窓口販売 ●保護預り及び貸金庫業務 ●金銭債権の取得又は譲渡 ●両替 ●電子債権記録業に係る業務 ●保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集) ●信託契約代理業務

お取引先支援業務のご案内

営業取引支援

信金業界のネットワークを活用し、皆様の企業の販売チャネル拡大(取引先紹介、商品紹介、不動産の売買情報等)のお手伝いをしています。

また、(一社)東北ニュービジネス協議会・(一社)東北地区信用金庫協会等の主催による「ビジネスマッチ東北2023」に当金庫のお取引先企業を参加企業として推薦いたしました。

相談業務のご案内

ローン相談

住宅ローンをはじめ、旅行・マイカー購入資金、信販・クレジット等の借換え資金も取扱っています。詳しくは、最寄りの営業店または業務推進部にお問い合わせ下さい。

■お問合せ先／業務推進部 (TEL 0224-24-3077)

年金相談会

公的年金の制度は大変複雑でこれから年金を受け取られる方も、現在年金を受給されている方も何らかの疑問をお持ちになったことがあるのでは無いでしょうか。

大切なお客様が安心納得して年金の受給をお続けいただけることを願って、当金庫では年金に精通した社会保険労務士と当金庫年金スタッフがお客様の立場になって誠心誠意ご相談をお受けいたしております。

ご好評を頂き2024年度も全店で10回の開催を予定しております。相談会にお越しいただけないお客様には、各営業店の窓口やご自宅を訪問させていただき隨時ご相談をお受けしております。どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

■担当／当金庫年金スタッフ・社会保険労務士

■お問合せ先／業務推進部(TEL 0224-24-3077)



主な取扱商品のご案内

預金業務

預金の種類	内 容
定期性総合口座	普通預金に定期預金と定期積金をセットし、定期預金残高と定期積金残高を担保にその合計額の90%または、500万円のいずれか少ない金額を支払い限度として自動融資がご利用いただけます。いざというとき安心です。(個人専用口座)
普通預金	お預け入れ・お引き出し自由で、給与、年金、配当金等のお受取り、公共料金等の自動支払い口座としてご指定ください。
決済用預金 「無利息型普通預金」	預金保険制度により、全額保護される、無利息型の普通預金です。
貯蓄預金	お預け入れ残高が増えるほど高い金利が適用されます。自由に引き出しができます。(個人専用口座)
当座預金	商取引に必要な手形、小切手をご利用いただけます。
通知預金	まとまった資金の短期間運用に適しています。但し、預入後7日間の据置期間が必要です。
納税準備預金	租税納付の資金を準備しておくための口座です。利息は非課税となります。
納税 サポートくん	消費税を納付される法人及び個人事業主を対象とした消費税納付専用口座です。(消費税納付専用口座)
定期積金 (スーパー積金)	事業所及び個人向け貯蓄預金として最適です。毎月所定の日に払込むことにより、着実に貯まる預金です。契約期間は、1年、2年、3年、4年、5年で、毎月の積重ねが大きく実ります。
定期預金	長期計画の財産づくりに最適です。
スーパー定期預金	金利はお預け入れ時の利率が期日まで適用されます。個人の方でお預け入れ期間が、3年、4年、5年ものは、半年複利がお選びいただけます。
大口定期預金	1,000万円以上の大口の運用に適した定期預金です。金利はお預け入れ時の利率が期日まで適用されます。
変動金利定期預金	金利は、お預け入れの日から6ヶ月ごとにその時点の金利情勢に基づく新利率に自動的に変更されます。
期日指定定期預金	満期日は、この預金の全部または一部についてお預け入れ日の1年後から3年後までの間の任意の日をご指定できます。
財形預金	毎月の給与、ボーナスからの天引きで、ムリなく有利な財産づくりができます。
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で、元金550万円(財形住宅預金との合計額)までお利息に税金がかかりません。
財形住宅預金	住宅の取得や増改築の資金を貯める預金で、元金550万円(財形年金預金との合計額)までお利息に税金がかかりません。
一般財形預金	お使い道は自由です。期日指定型は、1年以上経過後期日指定していただくことにより、預金全体を解約せず積立額の一部を払い出すこともできることから大変便利です。

■ 後見支援預金

後見制度(成年後見または未成年後見)による支援を受ける方(ご本人)の財産を安全・適切に管理できる預金です。後見人による預金の預入れや払戻しなどは、すべて家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて行われるため、ご本人の財産について透明性の高い管理が可能となります。

■ 奨学生応援定期預金

商品名	預金の種類	内容	預入金額・預入期間	金利
未来	スーパー定期預金 大口定期預金	当金庫が広く地域の皆様から「奨学生応援定期預金“未来”」をお預りし、この定期預金を預入していただいた皆様にお支払いするお利息とは別に、当金庫が収益の中からその預金残高の0.1%相当額を「一般財団法人仙南信用金庫育英会」に毎年寄付し、同財団が奨学生に返済不要の奨学金を支給いたします。	10万円以上 1・2・3・4・5年	店頭表示金利

■ 懸賞金付定期預金(期間限定)

商品名	預金の種類	内容	預入金額・預入期間	金利
ラッキー・アワー	スーパー定期預金 大口定期預金	お預け入れ金額10万円につき1本の抽選券(抽選番号)をお付けする定期預金です。	10万円以上1,000万円以内 1年(元金自動継続型)	店頭表示金利

■ 特別金利定期預金

商品名	預金の種類	内容	預入金額・預入期間	金利
せんなん 年金定期預金	スーパー定期預金 取扱いは2025年 3月31日まで	当金庫に公的年金をお受け取りの方や新しくお受け取りを指定した方。または62歳以上(※)で当金庫に公的年金のお受け取りをご予約された方を対象に金利を優遇します。 ※但し、男性及び共済のみ加入の女性は63歳、女性は62歳、国民年金のみ加入の方は64歳以上	10万円以上500万円以内 1年(原則として元金自動継続型)	100万円まで店頭表示金利+0.2% 100万円超500万円まで 店頭表示金利+0.1%

■ 特別金利定期積金

商品名	預金の種類	内容	預入金額・預入期間	金利
職域サポート 積金	定期積金	当金庫と「職域サポート契約」を締結した事業所にお勤めの方、ならびに公務員・準公務員の方を対象に金利を優遇します。	1千円以上 1・2・3・4・5年	店頭表示金利+0.1%

融資業務

■ 個人向けローン

ご融資の種類・商品	お使いみち	ご融資額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築や住宅建築用土地購入のほか、他行住宅ローンの借換えをご利用いただけます。	1億円以内	40年以内
	災害復興住宅ローン	1億円以内	
	リフォームプラン	1,000万円以内	15年以内
暮らしのローン	フリーローン	500万円以内	10年以内
	スーパーワイド800	800万円以内	10年以内
	個人ローン	500万円以内	10年以内
	シンプルローン	300万円以内	7年以内
	ニュー暮らし応援団	1,000万円以内	10年以内
	マイカー応援団	1,000万円以内	10年以内
	カーライフプラン	1,000万円以内	15年以内
	教育プラン	1,000万円以内	16年以内(据置あり)
	福祉プラン	500万円以内	10年以内(据置あり)
カードローン	みやぎっこ応援ローン	500万円以内	10年以内
	きやっするカードローン	限度額 900万円以内	3年 (自動延長あり)
	カードローン(定額返済型)5種	限度額 200万円以内	3年 (自動延長あり)
	カードローン(随時返済型)	限度額 50万円以内	3年 (自動延長あり)
学資応援未来	子弟の学生生活で必要とする資金。他金融機関の教育資金に関する借換資金も対象となります。子弟の卒業予定月の月末まで限度内であれば反復してご利用いただけます。	限度額 500万円以内	卒業後はご利用停止となり翌月より約定返済となります。在学期間中は元金措置も可能です。

■ 「職域サポート契約」による個人向けローン

当金庫と「職域サポート契約」を締結した事業所にお勤めの方ならびに公務員・準公務員の方に、下記個人向けローンをご利用いただけます。

また住宅ローンについては、職域サポート契約向け優遇金利をご利用いただけます。

ご融資の種類・商品	お使いみち	ご融資額	ご融資期間
職域サポートローン	①自動車(オートバイ、自転車含む)・教育、住宅・リフォーム関連資金 ②①を用途として金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れた消費者ローンの借換資金	1,000万円以内	15年以内(据置あり)
職域サポートカードローン	カード1枚で必要なとき必要なだけお引き出しあり、お使いみちは自由です。(但し、事業資金は除きます)	限度額 100万円以内	3年 (自動延長あり)

■ 事業者向けローン

ご融資の種類・商品	お使いみち	ご融資額	ご融資期間
一般の貸付	手形割引……一般商業手形及び電子記録債権の割引を致します。 手形貸付……仕入資金など短期運転資金をご融資致します。 証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越……約定金額まで当座決済資金をご融資致します。	—	—
みやぎ中小企業復興特別資金	経営の安定に必要な事業資金	8,000万円以内	15年以内(うち据置3年以内)
アパートローン	賃貸物件の建築購入・リフォーム及びアパートローンの借換え	—	—
ABL動産担保融資	事業用設備を担保として運転・設備の事業資金をご利用いただけます。	—	—
ニュービジネスローン	運転資金・設備資金の事業資金	500万円以内	5年以内
事業者カードローン	カードで必要なとき必要なだけご利用いただけます。	2,000万円以内	1~2年以内
各種制度融資	国や県、各市町の制度融資を扱っております。	—	—
代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫等のご融資を扱っております。	—	—

各種サービス業務のご案内および各種手数料一覧

各種サービス業務のご案内

サービス名	特 色 (内 容)
キャッシュカードサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫を始めゆうちょ銀行のCD・ATMでご入金・ご出金・残高照会ができます。また、全国キャッシュサービス[MICS]マークのある金融機関でご入金・残高照会ができるほか、一部の金融機関ではご入金もできます。
自動支払い	公共料金、各種保険料、クレジットカード利用代金等がご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取り	お給料、各種年金、配当金等自動的にご指定の預金口座に振込まれますので安全、確実です。振込まれたその日から預金としてお利便がつき、キャッシュカードでお引き出しができますので便利でお得です。
送金、振込み	当金庫本支店をはじめ、全国各地の金融機関のご指定の口座へ迅速にお振込ができます。また、ATM(現金自動預払機)によりお振込いただくことも可能です。
貸金庫	預金証書、株券、権利証、貴金属などを金庫室で安全に保管し盗難・災害など不慮の事故からお守りします。
アンサーサービス	お使いの電話またはファクシミリに振込入金や取扱入金のご連絡を自動的にいたします。また、口座の残高や取引履歴を照会することもできます。
ファームバンキングサービス	端末機の操作で当金庫本支店をはじめ全国各地の金融機関へのお振込ができますので、ご来店の手間が省け、資金の効率化に役立ちます。また総合振込、給与振込等にもご利用いただけます。
自動(振替)集金サービス(代金回収サービス)	家賃、月極駐車場料金等の代金を、集金に代えて、口座振替で自動的に回収し、お客様の口座に入金します。(預金口座は、当金庫本支店および提携金融機関の口座が指定できます。)
個人インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンなどのインターネット接続端末を操作して振込・振替・照会などができます。
法人インターネットバンキング	インターネットを契約なさっているお客様ができるサービスで、振込・振替・照会等ができます。また、総合振込・給与振込等にもご利用いただけます。
ペイジー	当金庫とインターネットバンキングサービスを契約したお客様が、お客様のパソコン・スマートフォン・携帯電話から税務署や公共料金等の収納企業にアクセスして、税金や公共料金を納付することができます。
しんきんネット口座振替	お客様がスマートフォン・携帯電話やパソコンから、インターネットで収納企業(NHK・NTT・KDDI等)のサイトにアクセスし、パスワード等の本人確認情報が当金庫の口座情報をと合致することにより預金口座振替契約が成立します。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客様がスマートフォン・携帯電話を使用し、オンラインでお客様自身の口座から出金して、スマートフォン・携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)できるサービスです。
しんきんコンビニ収納サービス	地方公共団体の税金や、お取引先企業の販売代金・サービス料金等を、全国のコンビニエンスストアを利用して回収し、ご指定の口座に入金します。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権は、パソコン等で「でんさいネット」(全国銀行協会が設立した電子債権記録機関)の記録原簿に電子記録することで、でんさい※の発生(手形という振出)や譲渡(手形という裏書)等ができる手形・売掛債権の問題点を克服した新たな決済サービスです。 ※でんさいネットの電子記録債権を「でんさい」といいます。

スマートフォン向けアプリ「せんなんしんきんバンキングアプリサービス」の取扱いを開始いたしました。当金庫にキャッシュカード発行済みの普通預金・当座預金・貯蓄預金口座をお持ちの個人のお客さまは、ご登録いただいた預金口座の残高・入出金明細の確認ができます。



自動機 (ATM) 利用手数料

種 類	利 用 時 間 帯	手 数 料	
		入 金	出 金
当金庫のカードをご利用の場合	平 日	8:00~21:00	無 料
	土曜・日曜・祝日	8:00~20:00	無 料 110円
当金庫以外の信用金庫のカードをご利用の場合	平 日	8:00~8:45	110円 110円
	土曜・日曜・祝日	8:45~18:00	無 料
七十七銀行・仙台銀行のカードをご利用の場合 ※七十七銀行カードはお引出しのみ。	平 日	18:00~21:00	110円 110円
	土曜・日曜・祝日	8:00~20:00	110円 110円
上記以外の他金融機関のカードをご利用の場合 ※相互入金提携金融機関以外はお引出しのみ。	平 日	8:00~8:45	220円 110円
	土曜・日曜・祝日	8:45~18:00	110円 無 料
ゆうちょ銀行のカードをご利用の場合	平 日	18:00~21:00	220円 220円
	土曜日	8:00~9:00	220円 220円
提携クレジット会社のキャッシングサービスをご利用の場合	平 日	9:00~14:00	110円 110円
	日曜・祝日	14:00~20:00	220円 220円
セブン銀行・ローソン銀行 ATM(宮城県内)で当金庫カードご利用の場合	平 日	8:00~20:00	220円 220円
	土曜・日曜・祝日	8:00~23:00	110円 110円

※上記の手数料には消費税相当額(税率10%)が含まれています。

(注1)表示されている時間帯は最大時間であり、自動機によってご利用できる時間が異なる場合があります。

(注2)他信用金庫カード・他金融機関カードなどの入出金の利用時間は相手金融機関の取扱時間により異なる場合があります。

(注3)他金融機関カードでのご入金は第二地銀・信用組合・労働金庫のうち提携した金融機関のみが可能となっています。

(注4)12月31日から1月3日および5月3日から5日のお取扱時間・ご利用手数料については、別途店頭およびホームページでご案内いたします。

融資関係手数料

項 目	手数料
担保の新規設定(住宅ローン)	1件につき 33,000円
担保の新規設定(住宅ローン以外)	当金庫営業地区内の物件 55,000円
根抵当権の極度額増額	
担保の追加設定	当金庫営業地区外の物件 110,000円
担保物件の差換	
担保の順位変更	当金庫営業地区内の物件 16,500円
担保の一部解除	
根抵当権の極度額減額	
担保の譲渡	当金庫営業地区外の物件 33,000円
債務者の変更等	
加算手数料	共同担保で法務局管轄支局(出張所)が異なる場合に、2支局(出張所)目から1支局(出張所)当り11,000円の加算 ×法務局の管轄支局(出張所)の数 11,000円
変動金利型	5,500円
	22,000円
固定金利型	33,000円
	5,500円
アパートローン融資実行	融資金額×0.55% ※下限 55,000円
住宅ローン事務取扱	55,000円
貸出条件の変更(事業性融資)	1件につき 11,000円
臨時内入(事業性融資)	1件につき 5,500円
繰上完済(事業性融資)	1件につき 5,500円
融資証明書の発行	1件につき 5,500円

※上記の各手数料には、消費税相当額(10%)が含まれています。

為替手数料

種目	区分	金額区分	当金庫 同一店舗内宛	当金庫 本支店宛	他行庫宛
	窓口ご利用の場合(注1・注2)	5万円未満	330円	330円	660円
		5万円以上	550円	550円	880円
振込手数料	現金扱い (10万円以内)	5万円未満	220円	220円	550円
		5万円以上	440円	440円	770円
	ATM ご利用の 場合	5万円未満	無料	110円	385円
		5万円以上	無料	330円	550円
振込手数料	当金庫カード扱い	5万円未満	220円	220円	550円
		5万円以上	440円	440円	770円
	他行カード扱い (注3)	5万円未満	無料	110円	275円
		5万円以上	無料	220円	440円
振込手数料	インターネットバンキング (法人・個人向け)ご利用の場合(注4)	5万円未満	無料	110円	220円
		5万円以上	無料	220円	440円
給与(賞与)	窓口ご利用の場合	1件につき	無料	無料	220円
振込手数料(注5)	IBご利用の場合(注6)	1件につき	無料	無料	無料

*上記の手数料には消費税相当額(税率10%)が含まれています。

(注1) 視覚障がいまたはその他障がいをお持ちで、ATMのご利用が困難なお客さまの窓口扱い振込手数料は、ATMで振込した場合の振込手数料と同額になります。また、窓口へのご来店の際は、身体障害者手帳をご持参ください。なお、振込依頼人が身体障害者手帳をご持参のご本人様名義の振込に限りません。(注2)自動振込契約によるお振込みは、当金庫カードによるATM振込手数料と同様の手数料となります。(注3)他金融機関のキャッシュカードをご利用の場合は、曜日・時間帯により別途ATM利用手数料がかかります。(注4)モバイルバンキング・テレホンバンキング・ファームバンキングを含みます。(注5)給与(賞与)振込の受付期限は以下の通りになります。期限を超えて受付する場合は通常の振込手数料が適用されるためご注意ください。【窓口ご利用の場合】振込指定日の2営業日前までに窓口へ持参のうえ、資金確保が可能な場合となります。【インターネットバンキングご利用の場合】振込指定日の3営業日前までに送信を完了のうえ、資金確保が可能な場合となります。(注6)ファームバンキングを含みます。(注7)先日付小切手等も含みます。(注8)同一店内における取引先の小切手等を店頭で即時入金可能な場合においても、上記手数料をいただきます。(注9)電子交換所に交換呈示できない証券類の取扱、電子交換所に参加しない金融機関あての手形、小切手の取扱等を依頼される場合は、上記手数料をいただきます。(注10)660円を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。

種目	区分	単位	手数料
振込依頼受付証明書発行手数料	本支店宛	1件につき	330円
	他行庫宛	1件につき	440円
代金取扱手数料	電子交換(注7・8)	1通につき	660円
	上記以外(注9)	1通につき	1,100円
	振込組戻料(注10)	1件につき	660円
その他諸手数料	取扱手形組戻料(注10)	1通につき	660円
(当金庫本支店 及び他行庫宛)	不渡手形返却料(注10)	1通につき	660円
	取扱手形店頭呈示料(注10)	1通につき	660円
	その他特殊扱手数料		実費+消費税

でんさい手数料

種類	法人インターネットバンキングご利用の場合	窓口ご利用の場合
でんさい契約料(注1)	無料	5,500円
でんさい月額基本料(注1)	無料	2,200円
でんさい従量料金	発生記録請求(予約含む)	660円
	譲渡記録請求(予約含む)	440円
	分割記録請求(予約含む)	660円
	入金手数料(注2)	220円
取消	無料	2,200円
保証記録請求	440円	2,200円
支払等記録請求	オンライン 書面	440円 —
承諾等	無料	2,200円

種類	法人インターネットバンキングご利用の場合	窓口ご利用の場合
でんさい開示請求	通常開示	無料
	特例開示	—
残高証明書発行(都度発行)	—	4,400円
残高証明書発行(定期発行)(注3)	—	2,200円
支払不能情報照会	—	3,300円
管理業務	無料	2,200円

*上記の手数料には消費税相当額(税率10%)が含まれています。

(注1)法人インターネットバンキングをご利用されていないお客さまが、でんさいネットのみをご利用の場合、でんさい契約料およびでんさい月額基本料について、窓口ご利用の場合と同額の手数料を申し受けます。

(注2)でんさいの支払期日に受取人が負担する手数料です。

(注3)残高証明書発行(定期発行)の初回は窓口での受付となります。手数料は、送付先1件あたりの手数料です。

その他の手数料

項目	手数料
当座小切手帳	1冊(50枚綴) 2,200円
約束手形帳 為替手形帳	各1冊(25枚綴) 各1,100円
自己宛小切手	1枚 550円
マル専口座開設手数料	(割賦販売通知書1枚につき) 3,300円
マル専手形交付手数料	手形1枚 550円
マル専手形再交付手数料	手形1枚 275円
通帳・証書・カード再発行手数料	1冊(1枚) 1,100円 ただし氏名変更、相続に伴うカード再発行手数料は無料
残高証明書発行手数料	当金庫制定書式 繼続発行1通 440円 当金庫制定書式 都度発行1通 660円 当金庫制定外書式1通 2,200円 出資金残高証明書1通 無料
利息証明書発行手数料	窓口交付・郵送交付1通 1,100円
払戻証明書発行手数料	窓口交付・郵送交付1通 1,100円
債券口座管理手数料	年額 1,320円
貸金庫手数料 (年間手数料)	種類(寸法(mm):高さ×幅×奥行) 第一種(66×248×540) 年額 7,920円 第二種(141×248×540) 年額 13,200円 第三種(191×248×540) 年額 18,480円
	川崎支店 (66×248×540) 年額 7,920円
	愛宕橋支店 第二種(87×246×540) 年額 11,000円 第三種(190×246×540) 年額 18,480円
	岩沼支店(全自動型) 第一種(60×260×350) 年額 19,800円 第二種(100×260×350) 年額 26,400円 第三種(140×260×350) 年額 33,000円
二日町支店	(110×295×440) 年額 4,400円
ファームバンキング利用基本料	専用端末機型 月額 3,300円 多機能電話機型 月額 1,100円
インターネットバンキング(個人向け)	月額基本料 無料
インターネットバンキング(法人向け)	契約手数料 5,500円 月額基本料 2,200円 トーカン発行1件 当り 880円

項目	手数料
自動集金サービス	提携金融機関 1件当り 110円 提携外金融機関 1件当り 165円
自動振込サービス	口座振替手数料(1年毎) 1,100円
しんきん共同自動通知システム(ANSERサービス)	月額 1,100円
両替手数料	窓口(注2) 1枚～20枚 無料 21枚～500枚 440円 501枚～1,000枚 550円 1,001枚～2,000枚 880円 以降1,000枚毎に330円加算
	両替機(注3) 1枚～1,000枚 200円 1,001枚～1,500枚 300円 当金庫のキャッシュカード利用で1日1回50枚まで無料
硬貨入金手数料(注4)	1枚～100枚 無料 101枚～500枚 440円 501枚～1,000枚 550円 1,001枚～2,000枚 880円 以降1,000枚以内増毎に330円加算
個人情報開示 請求手数料	属性情報開示 店頭渡し 1件につき 660円 郵送 1件につき 1,100円
	預金・借入れ残高開示 店頭渡し 1件につき 660円 郵送 1件につき 1,100円
	上記以外の情報開示 店頭渡し・郵送 1件につき 2,200円
未利用口座管理手数料	年額 1,320円

*上記の手数料には消費税相当額(税率10%)が含まれています。

(注1)①窓口で現金による預金の払戻しの際に金種を指定される場合も、ご指定の払戻し枚数に応じて両替と同額の手数料を申し受けます。

②同時に(日)に複数の両替をご依頼された場合は1回の両替とみなし、その合計枚数に応じて手数料を申し受けます。

③両替枚数は、「持参紙幣・硬貨」の合計枚数と、「両替を希望する紙幣・硬貨」のうちいいずれが多いほうの枚数とさせていただきます。

④渉外担当職員による集配分も同様とさせていただきます。

(注2)両替機による1回あたりの両替枚数は1,500枚(機種によっては1,000枚)が限度です。なお、金種によって限度枚数までのご両替ができない場合もございます。

(注3)①預貸・記念硬貨の枚数は対象から除きます。
②101枚以上の硬貨によるお振り込みや税金等(国税等の国庫金を除く)の払い込みの場合も対象となります。なお、お振り込みの場合は、別途振込手数料がかかります。また、硬貨算定後にお取引を取りやめる場合も対象となります。

③渉外担当職員による集配分も同様とさせていただきます。

(注4)個人情報開示請求手数料の取引履歴開示において2枚目以降1枚当たり55円を申し受けます。

資料編

本資料編に掲載の財務諸表をはじめとした各諸表は、2023年度決算期における当金庫の財産や損益等の状況がどのようにになっているかを表わしているものです。

当金庫の決算内容を「より深く」理解していただくための参考としていただければ幸甚です。



目 次

財務諸表	37～41
貸借対照表	37
損益計算書	41
剰余金処分計算書	41
役職員の報酬体系	42
報酬体系について	42
主要な経営指標の推移	43
最近5年間の主要な経営指標の推移	43
最近2年間の事業の状況	44～47
(主要な業務の指標)	44
業務粗利益	(預金に関する指標) 46
業務純益	預金積金及び譲渡性預金平均残高
利鞘	定期預金残高
総資産利益率	(有価証券に関する指標) 46
資金運用収支の内訳	商品有価証券の種類別の平均残高
受取・支払利息の増減	有価証券の種類別の残存期間別の残高
(貸出金等に関する指標)	45
貸出金平均残高	有価証券の種類別の平均残高
貸出金残高	預証率
貸出金残高及び債務保証見返額の担保別内訳	(有価証券等の時価情報に関する指標) 47
貸出金業種別内訳	有価証券の時価情報
貸出金使途別残高	
預貸率	
貸出金償却の額	

財務諸表

貸借対照表

財務諸表

■ 資産

(単位:百万円)

	2022年度末	2023年度末
(資産の部)		
現 金	2,566	2,745
預 け 金	51,335	59,906
買 入 金 錢 債 権	4,753	4,740
有 価 証 券	59,003	52,373
国 債	911	1,364
地 方 債	16,965	16,603
社 債	25,133	18,708
株 式	7	10
そ の 他 の 証 券	15,986	15,687
貸 出 金	123,290	124,906
割 引 手 形	293	331
手 形 貸 付	3,086	2,496
証 書 貸 付	112,367	114,403
当 座 貸 越	7,542	7,674
そ の 他 資 産	1,080	1,138
未 決 済 為 替 貸	35	67
信 金 中 金 出 資 金	550	600
前 払 費 用	17	23
未 収 収 益	191	205
そ の 他 の 資 産	287	241
有 形 固 定 資 産	2,405	2,464
建 物	1,384	1,384
土 地	790	790
リ ー ス 資 産	25	19
建 設 仮 勘 定	1	25
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	203	245
無 形 固 定 資 産	55	54
ソ フ ト ウ エ ア	33	32
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	21	21
繰 延 税 金 資 産	1,029	1,213
債 務 保 証 見 返	360	388
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 346 (△ 221)	△ 215 (△ 130)
資 产 の 部 合 计	245,535	249,716

■ 負債及び純資産

(単位:百万円)

	2022年度末	2023年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	228,013	229,393
当 座 預 金	1,570	1,874
普 通 預 金	99,686	102,611
貯 蓄 預 金	627	633
通 知 預 金	1,000	1,064
定 期 預 金	114,828	114,629
定 期 積 金	9,204	7,586
そ の 他 の 預 金	1,094	992
借 用 金	7,000	10,000
借 入 金	7,000	10,000
そ の 他 負 債	521	468
未 決 済 為 替 借	48	88
未 払 費 用	68	74
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	136	87
前 受 収 益	54	36
払 戻 未 済 金	10	15
職 員 預 り 金	113	94
リ ー ス 債 務	28	21
そ の 他 の 負 債	56	47
賞 与 引 当 金	78	78
退 職 給 付 引 当 金	281	273
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	202	206
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	19	18
偶 発 損 失 引 当 金	27	34
債 務 保 証	360	388
負 債 の 部 合 計	236,504	240,863
(純資産の部)		
出 資 金	1,850	1,863
普 通 出 資 金	1,850	1,863
利 益 剰 余 金	9,560	9,866
利 益 準 備 金	1,654	1,850
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,905	8,016
特 別 積 立 金 (うち経営基盤強化積立金)	3,603 (640)	3,603 (640)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,302	4,413
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 1
会 員 勘 定 合 計	11,409	11,728
そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,379	△ 2,875
純 資 产 の 部 合 計	9,030	8,853
負債及び純資産の部合計	245,535	249,716

財務諸表

■貸借対照表注記事項

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～50年
その他の有形固定資産 3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした残存価額を零とする定額法により償却しております。
6. 貸倒引当金は、求め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、10年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定委員会が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は207百万円であります。
7. 償与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間の年数(12～16年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(2023年3月31日現在)
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △89,255百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2023年3月)
0.1820%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金31百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来的な負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 215百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 12百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額3,656百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 320百万円
危険債権額 2,490百万円
3月以上延滞債権額 -百万円
貸出条件緩和債権額 76百万円
合計額 2,888百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は331百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 11,225百万円(税金等収納保証及び借用金のための担保)
預け金 60百万円(借用金および指定金融機関公取扱いのための担保)
現金 5百万円(税金等収納保証のための保証金)
担保資産に対応する債務
借用金 10,000百万円
別段預金 196百万円(税金等の預り)
上記のほか、為替決済の保証金として、預け金5,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の債務保証の額は100百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額 237円73銭
22. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規準」を定め、広く役員に理解と遵守を促すとともに、ローン毎に定めている要領・規程及び信用リスクに関する管理規程等に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。また、貸出金の信用リスクの状況に関しては、書面によって定期的に経営陣へ報告されています。さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等を定め、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行なっています。

なお、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は運用のための外貨建て資産を保有していないものの、一部の債券のクーポン部分に為替の影響を受けるものがあることから、月次ベースで為替感度を計測・分析しALM委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程にて行なわれております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(2014年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスクとし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析を利用してあります。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期限日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、スティープ化(長期金利の上昇により、短期金利との差が拡大し、イールドカーブの傾きが急になる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は6,474百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な想定変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっての場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	59,906	59,817	△88
(2) 買入金銭債権(*1)	4,740	4,206	△533
(3) 有価証券	52,363	52,266	△97
満期保有目的の債券	3,977	3,880	△97
その他有価証券	48,385	48,385	—
(4) 貸出金(*1)	124,906		
貸倒引当金(*2)		△215	
	124,691	126,223	1,532
金融資産計	241,700	242,514	813
(1) 預金積金(*1)	229,393	229,404	10
(2) 借用金(*1)	10,000	9,862	△137
金融負債計	239,393	239,266	△126

(*1) 預け金、買入金銭債権、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TORF、TONA、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、貸出金と同様の方法等により合理的な時価を算定しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 純断懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金は固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	601
合計	611

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

財務諸表

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	0	3,660	2,000	3,000
買入金銭債権	—	40	—	4,700
有価証券	1,596	1,319	6,473	42,696
満期保有目的の債券	—	800	1,689	1,487
その他有価証券のうち満期があるもの	1,596	519	4,783	41,208
貸出金(*2)	17,016	36,411	24,512	38,759
合計	18,614	41,431	32,985	89,156

(*1)預け金のうち、要求払預け金は含めておりません。

(*2)貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	107,593	13,456	11	114
借用金	—	10,000	—	—
合計	107,593	23,456	11	114

(*1)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的に区分した有価証券はありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	700	706	6
	社債	100	100	0
	その他	200	203	2
	小計	1,000	1,010	10
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	489	488	△1
	地方債	487	481	△5
	社債	—	—	—
	その他	2,000	1,899	△100
	小計	2,977	2,869	△107
合計		3,977	3,880	△97

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,652	1,648	3
	国債	—	—	—
	地方債	401	400	1
	社債	1,251	1,248	2
	その他	6,491	5,736	754
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小計	8,143	7,385	758
	株式	—	—	—
	債券	33,246	37,462	△4,216
	国債	874	1,002	△127
	地方債	15,015	16,578	△1,563
	社債	17,356	19,881	△2,525
	その他	6,995	7,501	△505
	小計	40,242	44,964	△4,722
	合計	48,385	52,349	△3,964

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2	2	—
債券	3,215	33	417
国債	—	—	—
地方債	309	9	—
社債	2,906	24	417
その他	1,180	68	10
金融負債計	4,398	104	428

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,732百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,400百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緯延税金資産	
貸倒引当金	21百万円
賞与引当金	21百万円
退職給付引当金	75百万円
役員退職慰労引当金	56百万円
減価償却超過額	12百万円
その他有価証券評価差額金	1,088百万円
その他	56百万円
緯延税金資産小計	1,333百万円
評価性引当額	△119百万円
緯延税金資産合計	1,213百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2022年度末	2023年度末
経 常 収 益	3,154,505	3,350,798
資 金 運 用 収 益	2,784,295	2,902,860
貸 出 金 利 息	2,047,033	2,179,436
預 け 金 利 息	43,315	49,787
有価証券利息配当金	645,330	630,266
その他の受入利息	48,616	43,370
役 務 取 引 等 収 益	216,176	217,948
受 入 為 替 手 数 料	92,412	93,027
その他の役務収益	123,794	124,920
そ の 他 業 務 収 益	33,306	44,759
外 国 為 替 売 買 益	1,400	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	33,791
そ の 他 の 業 務 収 益	31,905	10,967
そ の 他 経 常 収 益	120,726	185,229
貸 倒 引 当 金 戻 入 金	112,351	81,501
償 却 債 権 取 立 益	256	192
株 式 等 売 却 益	—	70,903
そ の 他 の 経 常 収 益	8,118	32,632
経 常 費 用	2,402,304	2,853,908
資 金 調 達 費 用	31,652	32,999
預 金 利 息	29,359	31,284
給 付 捕 填 債 金 繰 入 額	1,703	1,150
そ の 他 の 支 払 利 息	589	564
役 務 取 引 等 費 用	222,857	236,968
支 払 為 替 手 数 料	24,911	25,049
そ の 他 の 役 務 費 用	197,946	211,918
そ の 他 業 務 費 用	33,513	463,191
国 債 等 債 券 売 却 損	—	428,093
そ の 他 の 業 務 費 用	33,513	35,098
経 費	2,087,564	2,098,990
人 件 費	1,321,927	1,276,129
物 件 費	706,250	754,640
税 金	59,386	68,221
そ の 他 経 常 費 用	26,716	21,757
貸 出 金 償 却	—	307
そ の 他 の 経 常 費 用	26,716	21,449
経 常 利 益	752,200	496,890
特 別 損 失	2,741	18,497
固 定 資 産 処 分 損	145	2,201
減 損 損 失	696	696
そ の 他 の 特 別 損 失	1,630	15,600
税 引 前 当 期 純 利 益	750,030	478,392
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	180,463	132,727
法 人 税 等 調 整 額	3,392	4,031
当 期 純 利 益	566,174	341,633
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	3,736,745	4,071,470
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,302,920	4,413,104

損益計算書注記事項

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額 9円18銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2022年度末	2023年度末
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,302,920	4,413,104
剩 余 金 処 分 額	231,449	50,116
利 益 準 備 金	196,436	13,065
普通出資に対する配当金	35,013	37,050
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	4,071,470	4,362,988

(注)1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.普通出資に対する配当率は、2022年度、2023年度ともに2%となっています。

役職員の報酬体系

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	111

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」95百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤理事及び非常勤監事、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



主要な経営指標の推移

最近5年間の主要な経営指標の推移

種類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益 (千円)	3,542,152	3,544,835	3,151,083	3,154,505	3,350,798
経常利益 (千円)	261,396	346,045	650,890	752,200	496,890
当期純利益 (又は当期純損失(△)) (千円)	119,968	239,124	458,683	566,174	341,633
出資総額 (百万円)	1,369	1,471	1,654	1,850	1,863
出資総口数 (千口)	27,380	29,431	33,082	37,010	37,272
純資産額 (百万円)	10,645	10,446	10,231	9,030	8,853
総資産額 (百万円)	226,626	240,477	245,235	245,535	249,716
預金積金残高 (百万円)	204,804	217,274	222,294	228,013	229,393
貸出金残高 (百万円)	94,540	105,423	111,906	123,290	124,906
有価証券残高 (百万円)	77,929	81,125	65,311	59,003	52,373
単体自己資本比率 (%)	10.04	10.75	10.83	10.66	11.01
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (出資配当率) (円) (%)	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	12	13	14	13	12
うち常勤役員数 (人)	8	8	8	7	6
職員数 (人)	159	159	161	157	150
会員数 (人)	21,336	21,164	20,955	20,767	20,274



最近2年間の事業の状況

■ 主要な業務の指標

業務粗利益

	2022年度	2023年度
資金運用収支	2,752,643	2,869,860
資金運用収益	2,784,295	2,902,860
資金調達費用	31,652	32,999
役務取引等収支	△ 6,680	△ 19,020
役務取引等収益	216,176	217,948
役務取引等費用	222,857	236,968
その他の業務収支	△ 207	△ 418,432
その他業務収益	33,306	44,759
その他業務費用	33,513	463,191
業務粗利益	2,745,754	2,432,408
業務粗利益率	1.12%	0.98%

(注) 1.「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(2022年度0千円、2023年度0千円)を控除して表示しています。

$$2. 業務粗利益率 = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

業務純益

	2022年度	2023年度
業務純益	685,642	360,118
実質業務純益	685,642	360,118
コア業務純益	685,642	754,419
コア業務純益 (投資信託解約益を除く)	685,642	754,419

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないことをとっています。

また、貸倒引当金額入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金額入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金額入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金額入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

	(単位:%)	
	2022年度	2023年度
資金運用利回り	1.14	1.17
資金調達原価率	0.87	0.87
総資金利鞘	0.26	0.30

総資産利益率

	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.30	0.19
総資産当期純利益率	0.22	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資金運用勘定	243,854	242,124	2,784,295	2,902,860	1.14	1.17
うち貸出金	116,543	125,020	2,047,033	2,179,436	1.75	1.74
うち預け金	57,722	56,682	43,315	49,787	0.07	0.08
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	64,207	60,421	645,330	630,266	1.00	1.04
資金調達勘定	238,279	241,538	31,652	32,999	0.01	0.01
うち預金積金	230,865	234,423	31,062	32,435	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	7,296	7,114	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度953百万円、2023年度1,256百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2022年度0百万円、2023年度0百万円)及び利息(2022年度0千円、2023年度0千円)を、それぞれ控除して表示しています。

受取・支払利息の増減

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,847	△ 41,547	△ 37,700	△ 40,147	158,712	118,565
うち貸出金	143,941	△ 28,777	115,164	147,406	△ 15,003	132,403
うち預け金	5,362	△ 11,976	△ 6,614	△ 821	7,293	6,472
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 127,934	△ 26,926	△ 154,860	△ 41,990	26,926	△ 15,064
支払利息	86	2,253	2,339	1,347	0	1,347
うち預金積金	476	1,918	2,394	1,373	0	1,373
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。

■ 貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

	2022年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	376	0.3	224	0.1
手形貸付	3,391	2.9	2,523	2.0
証書貸付	106,166	91.0	114,836	91.8
当座貸越	6,608	5.6	7,436	5.9
合計	116,543	100.0	125,020	100.0

貸出金残高

	2022年度末	2023年度末
変動金利	71,760	75,784
固定金利	51,530	49,122
合計	123,290	124,906

貸出金残高及び債務保証見返額の担保別内訳

	2022年度末		2023年度末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	2,621	—	2,677	104
有価証券	4	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	32,206	79	34,943	70
その他	133	—	124	—
計	34,965	79	37,745	174
信用保証協会・信用保険	36,697	25	35,925	23
保証用	7,142	0	7,319	0
信	44,486	254	43,916	290
合計	123,290	360	124,906	488

貸出金業種別内訳

業種区分	2022年度末			2023年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	139	3,950	3.2	138	3,772	3.0
農業・林業	13	134	0.1	13	123	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	10	296	0.2	9	265	0.2
建設業	562	21,785	17.6	566	22,449	17.9
電気・ガス・熱供給・水道業	20	836	0.6	21	1,253	1.0
情報通信業	5	170	0.1	5	191	0.1
運輸業・郵便業	47	2,747	2.2	49	2,625	2.1
卸売業・小売業	278	7,342	5.9	274	7,121	5.7
金融・保険業	16	5,421	4.3	14	5,001	4.0
不動産業	495	45,672	37.0	502	46,812	37.4
物品販賣業	7	2,009	1.6	7	1,767	1.4
学術研究・専門・技術サービス業	36	1,393	1.1	32	1,408	1.1
宿泊業	16	620	0.5	15	726	0.5
飲食業	119	1,796	1.4	126	2,016	1.6
生活関連サービス業・娯楽業	67	552	0.4	67	560	0.4
教育・学習支援業	9	1,048	0.8	8	1,040	0.8
医療・福祉	63	1,828	1.4	58	2,131	1.7
その他のサービス	191	3,183	2.5	204	2,901	2.3
小計	2,093	100,790	81.7	2,108	102,170	81.7
地方公共団体	12	2,523	2.0	12	2,303	1.8
個人	6,003	19,977	16.2	5,789	20,433	16.3
合計	8,108	123,290	100.0	7,909	124,906	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金使途別残高

	(単位:百万円)			
	2022年度末		2023年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
事業者	56,136	45.5	59,489	47.6
設備資金	44,654	36.2	42,680	34.1
運転資金	14,180	11.5	14,197	11.3
個人	5,796	4.7	6,235	4.9
住宅ローン	2,523	2.0	2,303	1.8
消費者ローン	—	—	—	—
合計	123,290	100.0	124,906	100.0

預貸率

	2022年度	2023年度
期末預貸率	54.07	54.45
期中平均預貸率	50.48	53.33

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

貸出金償却の額

	(単位:千円)	
	2022年度	2023年度
貸出金償却	—	307

最近2年間の事業の状況

■預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
流動性預金	100,749	104,527
うち有利息預金	91,680	93,868
定期性預金	129,461	129,195
うち固定金利定期預金	120,269	120,625
うち変動金利定期預金	41	39
その他の	654	700
計	230,865	234,423
譲渡性預金	-	-
合計	230,865	234,423

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.その他=別段預金+納税準備預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	2022年度末	2023年度末
定期預金	114,828	114,629
固定金利定期預金	114,785	114,592
変動金利定期預金	41	36
その他の	1	0

■有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

2022年度、2023年度ともに該当する有価証券はありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

	2022年度末								2023年度末							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-				911		911	-	-	-	-	489	874	-	1,364
地方債	200	403		311	-	16,050	-	16,965	401	-	-	-	700	15,502	-	16,603
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,041	1,273	97	777	1,377	18,564	-	25,133	1,198	98	200	306	963	15,939	-	18,708
株式	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	10	10
外国証券	-	201	222	1,864	2,349	5,760	-	10,398	-	200	719	2,857	947	5,849	-	10,573
その他の証券	-	-	152	90	-	-	5,344	5,587	-	136	-	76	-	-	4,900	5,113
合計	3,242	1,878	472	3,044	3,726	41,286	5,352	59,003	1,600	436	919	3,240	3,100	38,166	4,910	52,373

(注)その他の証券は、投資信託及び、信金中金優先出資証券、投資事業組合への出資金です。

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
国債	1,002	1,313
地方債	17,732	18,063
短期社債	-	-
社債	29,218	25,454
株式	7	9
外国証券	11,501	11,006
その他の証券	4,745	4,572
合計	64,207	60,421

(注)その他の証券は、投資信託及び信金中金優先出資証券、投資事業組合への出資金です。

預証率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
期末預証率	25.87	22.83
期中平均預証率	27.81	25.77

(注)預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

■ 有価証券等の時価情報に関する指標

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

2022年度、2023年度ともに該当する有価証券はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2022年度末			2023年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	700	706	6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	100	100	0
	その他	201	205	4	200	203	2
	小計	301	305	4	1,000	1,010	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	489	488	△ 1
	地方債	—	—	—	487	481	△ 5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,000	1,883	△ 116	2,000	1,899	△ 100
	小計	2,000	1,883	△ 116	2,977	2,869	△ 107
合計		2,301	2,189	△ 111	3,977	3,880	△ 97

(注)1.時価は、期末における市場価格等に基づいています。 2.上記の「その他」は、外国証券です。 3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社株式

2022年度、2023年度ともに該当する株式はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2022年度末			2023年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	6,534	6,463	70	1,652	1,648	3
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,417	1,399	17	401	400	1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,117	5,063	53	1,251	1,248	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	6,323	5,555	768	6,491	5,736	754
	小計	12,857	12,019	838	8,143	7,385	758
	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	36,374	39,853	△ 3,478	33,246	37,462	△ 4,216
	国債	911	1,002	△ 91	874	1,002	△ 127
	地方債	15,548	16,511	△ 963	15,015	16,578	△ 1,563
合計		43,836	47,955	△ 4,118	40,242	44,964	△ 4,722
		56,694	59,974	△ 3,279	48,385	52,349	△ 3,964

(注)1.「貸借対照表計上額」は、期末における市場価格等に基づいています。 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託、信金中金優先出資証券、投資事業組合への出資金です。

3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めていません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社	—	—	—	—
非上場株式	7	—	10	—
組合出資金	551	—	601	—
合計	558	—	611	—



信金中央金庫

Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約34兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献

信金中金

- 運用資産 約45兆円
- 単体自己資本比率（国内基準） 25.75%
- 単体不良債権比率 0.24%

信用金庫

- 預金量 約161兆円
- 信用金庫数 254金庫
- 役職員数 約9万7千人

強固なネットワーク

上記計数は、2024年3月末現在

上記計数は、2024年3月末現在

信用金庫の業務にかかるサポート

- ▶中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- ▶個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- ▶地域創生やフィンテックの活用など

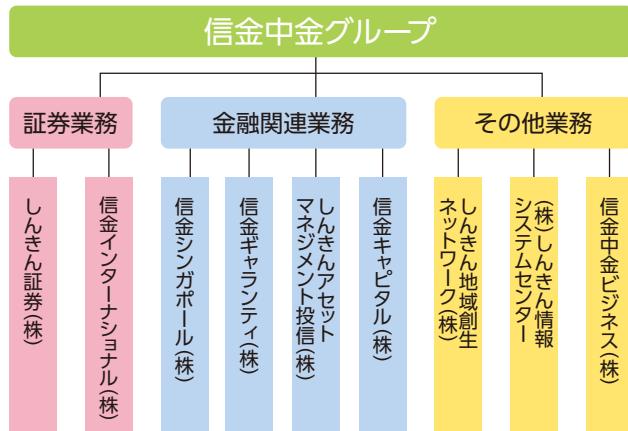
信用金庫の経営にかかるサポート

- ▶信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ▶信用金庫向け金融商品の提供
- ▶信用金庫の業務効率化のサポート
- ▶信用金庫の経営課題の解決サポート

信用金庫業界の資金運用

- ▶信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

(2024年3月末現在)

記載事項一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、この規定における各項目は以下に記載しています。

ディスクロージャー項目(信金法施行規則第132条における規定)

(ページ)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	29
(2)理事・監事の氏名及び役職名	29
(3)会計監査人の名称	29
(4)事務所の名称及び所在地	30

2. 金庫の主要な事業の内容	31
----------------	----

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近事業年度における事業の概況	3
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	43
①経常収益 ②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金 ⑫役員数 ⑬職員数 ⑭会員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	

①主要な業務の状況を示す指標

ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益除く。)	44
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	44
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	44
エ.受取利息及び支払利息の増減	44
オ.総資産経常利益率	44
カ.総資産当期純利益率	44

②預金に関する指標

ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金	
その他の預金の平均残高	46
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金	
及びその他の区分ごとの定期預金の残高	46

③貸出金等に関する指標

ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	45
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	45
ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	45
エ.使途別の貸出金残高	45
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	45
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	45

(ページ)
④有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	46
イ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高	46
ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高	46
エ.預証率の期末値及び期中平均値	46

4. 金庫の事業運営に関する事項

(1)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6
(2)法令遵守の体制	13
(3)リスク管理の体制	14~15
(4)金融ADR制度への対応	28

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	37~41
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	26
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
②危険債権	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
(3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	18~25
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	47
②規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)	該当なし
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	21
(6)貸出金償却の額	45
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	41

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

役職員の報酬体系



仙南信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/sennan/>